1.　議　事　日　程（初日）

（平成24年那智勝浦町議会第１回定例会）

平成24年３月７日

９時03分 開　議

於　　議　　場

日程第１　会議録署名議員の指名…… 3

日程第２　会期の決定…… 3

日程第３　諸報告…… 4

日程第４　議案第15号　東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合規約の変更について……10

日程第５　議案第16号　那智勝浦町職員定数条例の一部を改正する条例……19

日程第６　議案第17号　那智勝浦町災害復興寄附基金設置条例……22

日程第７　議案第18号　那智勝浦町税条例の一部を改正する条例……24

日程第８　議案第19号　那智勝浦町乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例……26

日程第９　議案第20号　那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例……28

日程第10　議案第21号　那智勝浦町公営住宅管理条例の一部を改正する条例……30

日程第11　議案第22号　那智勝浦町消防手数料条例の一部を改正する条例……31

日程第12　議案第23号　那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例……32

日程第13　議案第24号　那智勝浦町公民館条例の一部を改正する条例……33

日程第14　議案第25号　平成23年度那智勝浦町一般会計補正予算（第11号）……34

日程第15　議案第26号　平成23年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第２号）……48

日程第16　議案第27号　平成23年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第３号）……51

日程第17　議案第28号　平成23年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算（第１号）……52

日程第18　議案第29号　平成23年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第２号）……53

日程第19　議案第30号　平成23年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第３号）……55

日程第20　議案第31号　平成23年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第３号）……58

日程第21　議案第32号　教育委員会委員の任命について……61

日程第22　議案第33号　公平委員会委員の選任について……62

日程第23　議案第34号　公平委員会委員の選任について……62

2.　出席議員は次のとおりである。（11名）

１番　　左　近　　誠　　２番　　荒　尾　典　男

３番	下　﨑　弘　通	４番	森　本　隆　夫
５番	曽　根　和　仁	６番	湊　谷　幸　三
７番	田　中　幸　子	８番	東　　信　介
１０番	山　縣　弘　明	１１番	中　岩　和　子
１２番	引　地　稔　治		

3.　欠席、遅参、離席及び早退議員は次のとおりである。

９番　田　中　　植　　欠席

4.　会議録署名議員の氏名

１１番	中　岩　和　子	１２番	引　地　稔　治

5.　地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

町　　長	寺　本　眞　一	副　町　長	植　地　篤　延
教　育　長	笠　松　昭　紀	消　防　長	小　脇　邦　雄
参　　事 （総務課長）	潮　崎　有　功	総務課新病院 建設推進室長	西　田　秀　也
会計管理者	宮　本　洋　和	病院事務長	八　木　敦　哉
税務課長	濵　口　博　之	住民課長	寺　本　資　久
福祉課長	福　居　和　之	観光産業課長	瀧　本　雄　之
建設課長	塩　地　勇　夫	水道課長	上　地　清　隆
教育次長	小　玉　常　夫	総務課企画員	畑　中　卓　也

6.　職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（３名）

事務局長	藪　本　活　英
事務局副主査	加味根　　涼
事務局副主査	脇　地　　健

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

〔４番森本隆夫議長席に着く〕

○議長（森本隆夫君）　おはようございます。

紀南新聞社、熊野新聞社より議場での写真撮影許可の申し出がありました。本件について議長はこれを許可しましたので、報告します。

なお、報道関係の皆様にお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様にお願いいたします。傍聴に際しては、お手元の傍聴券に記載いたしておりますとおり、傍聴人規則を遵守し議事の円滑な進行に御協力をいただきますようお願いいたします。

開会に先立ち、昨年３月11日に発生しました東日本大震災により被災された方々に改めて心からのお見舞いを申し上げますとともに、犠牲となられました方々の御冥福をお祈りし、慎んで黙祷をささげたいと思います。

局長藪本君。

○事務局長（藪本活英君）　皆様御起立をお願いいたします。

黙祷。

〔黙　　祷〕

○事務局長（藪本活英君）　ありがとうございました。どうぞ御着席ください。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

９時03分　開会

○議長（森本隆夫君）　ただいまから平成24年第１回那智勝浦町議会定例会を開会します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

９時03分　開議

○議長（森本隆夫君）　本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（森本隆夫君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

11番中岩和子君、12番引地稔治君を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第２　会期の決定

○議長（森本隆夫君）　日程第２、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について議会運営委員長の報告を求めます。

６番湊谷君。

○議会運営委員長（湊谷幸三君）　それでは、報告いたします。

去る３月２日に委員会を開会いたしまして平成24年第１回定例会の日程等について協議いた

しました。その結果について御報告をいたします。

本定例会に付議すべき事件は平成24年度当初予算が14件、平成23年度補正予算が７件、規約の変更１件、条例の制定、改正が９件、人事案件が３件でございます。合計34件でありますが、追加議案もお願いするとのことでございました。

会期は本日７日より19日までの13日間を予定しております。本会議７日、委員会２日、純休会４日となっております。

議事予定表をごらんいただきたいと思います。

〔議事予定表朗読〕

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から３月19日までの13日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、会期は本日から３月19日までの13日間に決定しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第３　諸報告

○議長（森本隆夫君）　日程第３、諸報告を行います。

議長からの報告は、お手元に配付のとおりです。

町長より報告を求めます。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　皆さんおはようございます。

本日ここに平成24年第１回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともに御多用中にもかかわりませず、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

それでは、今議会に付される諸案件の説明に先立ち、町政報告を行います。

台風12号災害から半年が経過いたしました。死者27名、行方不明者１名という未曾有の大災害から６カ月、人命救助、捜索、インフラの復旧等に邁進し、応急的な復旧は終了させることができました。今後は国、県の事業として土石流対策、河川改修を行っていただくなど、安心して住めるふるさとの再構築に取り組みます。

今後の復旧事業の地元住民への説明会としまして、那智川支流の砂防堰堤については12月17日に市野々区民会館で行い、那智川流域の河川改修については１月21日の井関保育所と２月21日の体育文化会館にて行いました。太田川流域の河川改修については３月５日に太田小体育館にて説明会を開催しております。また３月１日には台風12号復旧協議会を立ち上げ、国、県、町が連絡を密にし、連携して復旧事業を進めていくための体制づくりをしております。

台風12号の犠牲となられた方々の御家族が遺族会を結成し、３月18日に遺族会主催の合同慰霊祭開催を準備されております。町主催の合同慰霊祭は災害後１年目となる９月４日開催予定で準備を進めており、災害復興祈念公園整備費用を含め必要経費を平成24年度予算に計上しておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

年末から年始にかけて、さまざまな方々から本町を元気づけるため応援をいただいております。12月15日には大阪プロレスの皆様が被災地復興祈願チャリティー大会を行ってくださいました。１月７日には坂本冬美さんが無料コンサートを行ってくださり、町内外から詰めかけた2,000名の方々を元気づけてくださいました。また、２月５日には和歌山県警察音楽隊の皆様がハートフルコンサートを開催くださっております。皆様の温かい御支援に感謝を申し上げます。

台風災害以降落ち込んだ観光客を呼び戻すため、１月７日から３月18日の土日、祝日に当地方の珍しい海の食材を使用したＣ級グルメフェアを開催しております。マグロカツ入りめはりずしやマグロの内臓入りカレー、マグロカツサンドなど、気軽に食べ歩きができるテント村の出現に、これまで開催した19回の入場者は１万6,000人を数え、テレビ、新聞などのマスコミにも大きく取り上げられ、那智勝浦が元気に観光客をお迎えしていることの情報発信に成功しております。

さて、平成23年度における諸事業につきましては、これまで着実な執行に鋭意努めてまいりましたが、台風12号災害の影響を受け、保育所施設整備事業や電気自動車急速充電器施設整備事業、道路新設改良事業、那智中学校校舎大規模改修事業など、執行できなかった事業がございます。これらは平成23年度一般会計補正予算におきまして繰り越しをお願いし、平成24年度において執行してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、本会議において提案しております議件について御説明申し上げます。

議件は合計34件であります。その内訳は、平成24年度一般会計を初めとする当初予算14件、平成23年度補正予算７件、組合規約の変更１件、条例の制定１件、条例の一部改正８件、人事案件３件となっております。

議案第１号から議案第14号の平成24年度予算案の大要について御説明を申し上げます。

台風12号災害に対し、本年度を復興元年と位置づけ、台風災害に係る復旧・復興事業はもとより、災害に強く、医療・福祉を充実させた、より安心・安全なまちづくりに取り組みます。町民の暮らしを守り、地域に活力を取り戻すことを重視した予算を編成させていただきました。

新年度の一般会計、特別会計、企業会計の予算総額は173億2,467万円で、平成23年度予算総額145億5,250万2,000円に対し27億7,216万8,000円、19％の増となっております。

一般会計予算は、歳入歳出それぞれ90億678万3,000円をお願いするものであります。対前年度比21億678万3,000円、30.5％の増となっており、台風12号災害に係る復旧事業などに要する経費の増加が主な要因であります。

災害関係経費といたしましては、公共土木施設を初めとする各施設の災害復旧事業の経費のほか、那智川への監視カメラ設置経費、事後対策経費、災害史作成経費などとなっております。

新規事業の主なものといたしましては、製氷・貯氷施設整備事業、消防救急無線デジタル化整備事業、子ども医療費の支給を８月から中学校修了までに延長する経費、平成27年開催の国

体推進経費などとなっております。

歳入の主たる財源を町税及び地方交付税、国県支出金、地方債に求め、なお不足する財源については基金の取り崩しによる繰り入れを行います。地方交付税につきましては、対前年度比２％、5,000万円増の25億円を見込み計上しております。国県支出金につきましては、台風12号災害復旧事業の国県補助金により126.5％、13億559万4,000円増の23億3,774万1,000円を見込み計上しております。一方、町税につきましては、台風12号災害や評価がえにより町民税、固定資産税が減少するものと予測され、対前年度比7.4％、１億1,489万9,000円減の14億3,618万1,000円を見込み計上しておりますが、今後とも歳入財源の根源であります税収の確保に全力を尽くしてまいります。

次に、歳出について御説明いたします。

総務関係。

企画関係では、大野、小阪、南平野地区の飲料水供給施設整備費用をお願いしております。また、過疎地域の活性化のため、引き続き集落支援員及び地域おこし協力隊による過疎対策事業を実施いたします。

台風12号災害事後対策関係では、災害復興祈念公園設置関連費用及び合同慰霊祭開催経費をお願いしております。

福祉関係。

本町の福祉政策につきましては、介護保険事業計画、老人保健福祉計画、障害者福祉計画に沿って、施策の充実に努めているところでございます。

保健衛生関係では、インフルエンザを初めとする各種予防接種、各種健診、住民健康相談を実施し、ひとり暮らしの高齢者には戸別に保健師や看護師が訪問して健康状態や日常生活について把握に努めており、被災された方々の仮設住宅などにも訪問を実施しております。

児童福祉関係では、子ども手当支給事業や少子化の中で多様化する保育需要に対応すべく事業を推進します。また、被災した井関保育所の復旧費用を計上しております。

人権啓発関係では、人権尊重推進委員会とともに、すべての人の人権が尊重される町を目指して人権に関する総合的な施策の推進に努めてまいります。

生活環境関係。

生活排水対策として合併浄化槽整備事業を推進するため87基分をお願いいたしております。

ごみ処理の関係では、循環型社会の構築に向け指定ごみ袋による収集を行い、分別の徹底を図っておりますが、さらにごみの減量化、資源化、再利用化に取り組みます。なお、災害ごみにつきましては、引き続きその処分に当たってまいります。

クリーンセンターにつきましては、施設の運転管理及びごみ収集など運営経費と、一般廃棄物処理に係る再資源化の予算をお願いしております。今後も維持管理につきましては常に細心の注意を払い、安全なごみの処理に万全を期してまいります。

農林関係。

農業関係では、人工衛星による米の食味測定業務委託や、耕作放棄地対策と観光振興を兼ね

た旅館米補助、学校給食米補助などの事業を行ってまいります。

林業関係では、紀州材需要拡大事業補助金や鳥獣害被害防止対策の実施、間伐に対する補助など、森林の育成管理に取り組みます。

水産関係。

水産関係では、製氷貯氷施設を勝浦漁港に整備する関連予算をお願いしております。マグロ漁を初めとする水産業の振興に努め、あわせて外来船の誘致に取り組みます。

商工関係。

商工関係では、依然として本町の商工業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、商工会の役割はますます重要なものとなっております。商工会運営補助金や空き店舗活用事業補助金により、地域商工業の振興発展を支援し地域の活性化に努めてまいります。

観光関係。

観光関係では、観光協会補助金や県とのタイアップ事業補助金により、この厳しい状況を打破すべく積極的な誘客策に取り組みます。入湯税を活用した観光振興補助事業を本年も引き続き実施し、観光振興、観光誘客に民間の活力を活用していきたいと考えております。新たな事業として、ＮＨＫ学園の短歌・俳句大会を誘致し、誘客につなげるよう努力します。

建設土木関係。

建設土木関係では、地域の経済、社会活動を支えるための道路などの基盤整備や住民の生活に密着する生活環境の改善を本年も図ってまいります。

消防関係。

消防関係では、常に消防組織、施設の充実強化に努めており、今年度におきましては消防ポンプ自動車２台を初め小型動力ポンプ軽積載車、資機材搬送車、５基の消火栓の設置工事などを予定しております。また、大規模災害に備えた衛星携帯電話導入や消防救急無線のデジタル化事業により消防力のさらなる強化を進めてまいります。

災害対策関係では、台風12号災害の教訓から那智川の３カ所に監視カメラを設置し、役場本庁及び消防本部から河川の状況をリアルタイムに観測できるように整備します。また、台風12号災害史を作成し、この未曾有の大災害を風化させることなく後世に語り続けていくように努めます。防災ラジオの有償配布や自主防災組織への補助も引き続き行います。

教育関係。

学校教育関係では、那智中学校校舎の大規模改修事業に係る経費を計上し、生徒が安心して教育を受けることができるよう教育環境の整備を行ってまいります。そのほか、小学校、中学校の管理費、外国語指導助手配置経費を計上し、那智勝浦町の将来を担う子供たちの教育の充実に努めます。

社会教育関係では、公民館活動を初めとする各種生涯学習や文化活動の支援費用、人権啓発関係費用、世界遺産を初めとする文化財関係費用、スポーツ少年団や体育協会への補助、国民体育大会推進経費を初めとする保健体育関係費用などを計上しております。

災害復旧費。

災害復旧費では、台風12号災害で大きな被害を受けた井関保育所を初め、林道、農地、農業用施設、道路、橋梁、河川などの本格復旧に取りかかります。また、和歌山県や岩出市から派遣していただく技術職員に係る人件費も計上しております。

次に、特別会計についてその概要を御説明いたします。

特別会計。

国民健康保険事業費特別会計につきましては、医療費に係る保険給付、40歳以上を対象とする特定健診、保健指導、後期高齢者支援金など、総額27億9,184万3,000円を計上いたしております。

後期高齢者医療事業費特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金など、総額４億143万9,000円を計上いたしております。

簡易水道事業費特別会計につきましては、台風12号災害による宇久井簡易水道施設災害復旧工事や老朽配水管布設がえ工事などを進め、給水の安全、安定に努めてまいります。

育英奨学金貸与事業費特別会計につきましては、高校生、大学生等への貸与を継続し、今年度も予算を計上いたしております。

下水道事業費特別会計につきましては、那智山地区特定環境保全公共下水道に係る事業費を計上しております。

介護保険事業費特別会計につきましては、総額16億8,048万1,000円を計上しております。介護保険料は法に基づき３年ごとに見直しを行っており、平成23年度に長寿社会づくり委員会において全体会２回、保険料改定の作業部会３回の審議を経て、第５次介護保険事業計画を策定いたしました。

次に、企業会計について御説明いたします。

企業会計。

水道事業会計では、水道施設の災害復旧事業に係る経費や簡易水道との統合に係る経費、老朽配水管布設がえ工事費などを計上し、より一層の給水サービスの充実に努めてまいります。

町立温泉病院事業会計では、常日ごろから地域の皆様方へよりよい医療の提供に努めているところですが、当初予算では新病院建設事業に係る経費及び電子カルテシステム整備に係る経費などの予算をお願いするものであります。医師不足を初め、医療を取り巻く環境は厳しいものがありますが、自治体病院として地域医療の向上と経営のさらなる健全化に努めてまいります。

以上が平成24年度予算の大要であります。

引き続き、議案第15号からの議案につきまして御説明いたします。

議案第15号東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合規約の変更につきましては、組合施設の改築に係る経費の負担割合を定めるものを追加するものす。

議案第16号職員定数条例の一部を改正する条例につきましては、職種別の定数を部局ごとの定数に改正するものです。

議案第17号災害復興寄附基金設置条例につきましては、台風12号災害に係る寄附金を復興事

業などの財源にするために制定するものです。

議案第18号税条例の一部を改正する条例につきましては、主にたばこ税の税率の改正であります。

議案第19号乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例につきましては、題名を「乳幼児」から「子ども」に改め、支給対象者を中学校修了までとするもので、８月１日施行となっております。

議案第20号介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険料の改正に係るものです。

議案第21号公営住宅管理条例の一部を改正する条例につきましては、入居者の資格について政令の廃止により条例で規定することによる改正であります。

議案第22号消防手数料条例の一部を改正する条例及び議案第23号火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、政令の改正により条例の整備を行うものであります。

議案第24号公民館条例の一部を改正する条例につきましては、運営審議会委員の委嘱基準について政令の改正によりその基準を条例で規定するものであります。

議案第25号平成23年度一般会計補正予算（第11号）につきましては、歳入歳出それぞれに３億9,229万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ101億2,431万4,000円とするものです。

歳出の主なものといたしまして、台風12号災害関係として市野々小学校災害復旧事業、農地農業用施設災害復旧事業、町単独公共土木施設災害復旧事業、災害復興寄附基金の積み立て、消防費で消防団用備品の購入及び防災倉庫整備工事、職員共済組合負担金の率の改正に伴う各費目の共済費の追加などとなっております。

議案第26号平成23年度国民健康保険事業費特別会計補正予算（第２号）につきましては、国県支出金の額の確定及び医療費の減額に伴う額の調整となっております。

議案第27号平成23年度簡易水道事業費特別会計補正予算（第３号）につきましては、台風12号災害復旧事業費の追加及び未執行工事費の減額によるものであります。

議案第28号平成23年度育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算（第１号）につきましては、寄附金の基金への積み立てとなっております。

議案第29号平成23年度介護保険事業費特別会計補正予算（第２号）につきましては、介護保険システムの改修費用などに係るものであります。

議案第30号平成23年度水道事業会計補正予算（第３号）につきましては、台風12号災害復旧事業の追加及び未執行工事費の減額となっております。

議案第31号平成23年度町立温泉病院事業会計補正予算（第３号）につきましては、新病院建設費及び建設改良費の事業費の確定によるものであります。

議案第32号につきましては、教育委員会委員の任命について議会の同意を求めるものであります。

議案第33号及び34号につきましては、公平委員会委員の選任について議会の同意を求めるも

のであります。

以上が本議会に提案いたしました34件の概要であります。

その詳細につきましては各担当者から説明いたしますので、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議員の皆様そして町民の皆様の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げまして、町政報告とさせていただきます。

○議長（森本隆夫君）　以上で諸報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第４　議案第１５号　東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合規約の変更について

○議長（森本隆夫君）　日程第４、議案第15号東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　議案第15号東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合規約の変更について御説明申し上げます。

〔議案第15号朗読〕

次のページをお願いします。

東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合規約の一部を改正する規約（昭和45年規約１号）の一部を次のように改正する。

第12条第２項中「及び均等割」を「、均等割」に改める。

附則（施行期日）１、この規約は平成24年４月１日から施行する。

２、平成24年度に着工する組合の施設の改築に係る経費については、第12条の規定にかかわらず分担金の割合を次のとおりとする。ただし、串本町の人口割、均等割及び入園者割は、合併前の古座町の区域内の数値をもとに算出し、人口は平成22年度の国勢調査の人口によるものとし、入園者割は平成23年10月１日現在の入園者数によるものとする。人口割４割、均等割２割、入園者割４割とするものでございます。

規約の変更理由でございますが、字句の訂正とともに、組合施設の老朽化に伴い平成24年度に着工する施設の改築に係る経費については現在の入園状況をより反映させた負担割合とするため、本組合規約を変更するものであります。

この改正につきましては、南紀園では本則へ入れるのか附則へ入れるのかとの検討をいたしましたが、県市町村課で相談したところ、時限的なものであり、附則でも問題ないとの指導を受け、附則での上程となっております。

この負担割合につきましては、平成23年12月５日の第３回南紀園施設改築委員会で決定されたものであり、この一連の経過報告につきましては昨年の12月７日の全員協議会で報告させていただいたところでございます。

なお、今後の予算計上でございますが、南紀園では県の内示予定が４月以降とのことであ

り、また実施設計が６月までの工程になっておりますので、今後の補正でお願いしたいとのことでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

11番中岩君。

○１１番（中岩和子君）　１点、お尋ねをいたします。

この組合は、この構成が首長だけの議会となっておりますんですが、改築委員会のほうで先ほど決定したということでございましたけれども、その改築委員会のほうでは決定権というのはないと思うんです。それで、この組合の議会ですべて決定することになっておりますけど、以前からこの組合については首長だけで行っているということで、他の一部事務組合のように議員の代表も入れるべきだとすごく以前から要望しておりますが、議員代表の参加については、その後、どのようになっておるんでしょうか、町長にお尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君）　福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　議員の代表の関連につきましては、再三私ども幹事会でも申し上げているわけですけれども、事務局のほうでは一応市町村から南紀園の首長のほうへ申し入れてくれという話がありまして、この間の２月27日にも新宮市の市長のほうからも申し入れさせていただいております。その結果ですけれども、管理者の意見といたしましては、いろいろ北山の選挙もあったりとかあるんで、26年４月から実施したいという管理者の意見でございました。

○議長（森本隆夫君）　11番中岩君。

○１１番（中岩和子君）　今、先ほど26年４月というておっしゃったんですか。

○議長（森本隆夫君）　福祉課長福居君。

○１１番（中岩和子君）　これいいですよ。それよかったらそのまま続けて。３回しかできないのでね。

これね、このようなね、議案第15号のような重要な議案のときに決定権が首長にしかない、議員の、幾ら改築委員会で決まったというても決定権が首長だけの議会でしか決められないというような状況の中で、なかなかこの議会の声が届かないというところがあるんやないかと思います。それを今まででも改築委員会の意見は重要視しますよというようなことですけど、やはり決定権があるのは議会なんです。そういうようなことなので、こんな大事な議案第15号のようなこういうふうなことがあるときにどうして議員代表を入れないのか、そこら辺は町長やないとわからんと思います。町長にも再三このことは私たちが要望してることは町長も御存じのとおりなので、町長はこのことについてどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（森本隆夫君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　お答えします。

私本会議の場合は議長のポストにおりますので、意見としては言えませんけれども、再々管理者にはいつごろ実施できるかということは言っておりました。その結果、今回26年度ということでなりましたんで、26年、皆さんほかの首長さんもその辺のところがいいんじゃないかと

いうことになりましたので、新宮市長もその辺の提案はいたしてくれましたけれども、その26年ということでおおむね皆さん了解したところでございます。

○議長（森本隆夫君）　11番中岩君。

○１１番（中岩和子君）　今23年度ですね、来年24年ですよ、あとまだ26年というたら２年先のことなんですよ。こんな建設というような大きな、本当に何十年に一回しかないような大事な議案を審議すんのに、どうしてそれが済んでから入れるんですか。どうして今入れないんでしょうか。そこら辺にちょっと非常に疑問がありますんで、なぜ26年か、そこら辺をお答えいただきたいと思います。了解した、26年で了解した理由ですね、町長。

○議長（森本隆夫君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　それは民主的にやるんであればそういうことだと思うんです。ただ、議会の運営上、私思うのは、提案権が首長のほうにあります。その中で、議員が参加した中で、その議案の審議をしていくということは、イコール本会議に持ってくること自体が、それじゃそこで矛盾が生じてくるんじゃないのか、このように感じます。

本会議で審議すると議員もおっしゃいました。そういう中で特別委員会の、建設委員会の中で議論をされて、それは決定権はございませんけれども、参考意見として今回取り入れて、それを本会議で付議して、それが予算上、幾らということを決定すると、議員が、まあ例えば参加していったときに、その議員さんが同意するということは、本会議にかけてイコール同意ということになるということになろうかと思うんです。本会議にかけてやるんであれば、当然首長の今までの議会の運営であったとしても、それはそれとしてこういう建設委員会の委員で議論したことを参考にしながら本会議で上程し、そしてその本会議で議決を得ていくというのが本来の姿じゃないかなと。

ただ、今回皆さんが提案していただいてますように、議員の参加もということであれば、それは議員の参加で行えば、その議会の中で同意して議員の参加をメンバーに加えていくということになれば、それはそれでいいかと思うんですけれども、ただ今回の場合は、各首長の選挙が交互にありますので26年ということで皆さん、南紀園の議会において全協を開き、そういうことに決定したわけでございます。

○議長（森本隆夫君）　11番中岩君。

○１１番（中岩和子君）　これはね、議員参加というのは今提案したことやないんですよ。もう何年も、私が改築委員会へ一番最初出させていただいたころから提案させていただいて、もう何年もたってるんですよ。それがいろんな市町村の事情やとか要望やとか、いろんな食い違いでなかなか実現しなかったというところがあるんですけど、今はもう新宮市さんのほうも申し入れが来てるんですよ。一番新宮市さんのことがネックになって今までちょっと流れたことがありましたんでね、ても新宮市さんのほうから申し入れが出たあるということは、すぐできることなんです。それをなぜやらないのかというとこに非常に疑問がありますんでね。

まして26年にというようなことで、この建築が終わってしもてから、でき上がってから入れようかというような、ちょっと私は納得いかないところがありますんで、ぜひこれを那智勝浦

町のほうも強く要望して、26年だと言わんと、今度24年からでも入れると思うんです。ですから、ぜひそういうふうにして、そのことによって町民の皆さんの代表である議員の声も届きますんで、やっぱりそこら辺をぜひ進めていただきたいと思います、町長。

○議長（森本隆夫君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　その辺につきましては、建設委員会で議員の参加も行っておりますし、その場で議論していただいて、その御意見につきましては皆さんの議会のほうへも反映するよう南紀園の議会としてもそれをやってまいりたいと考えております。

ただ、26年というのは、新宮市は当初２名ということで、それで折り合いがつかなくてそれが流れたという経緯がございます。そういった中で今回は１名ということの同意もされたんですけれども、その結果26年、首長の選挙がことしは太地か、北山か、そういう関係もありまして、それが一たん皆そろうのが26年ということで、26年度にしたいということがこの会議の終わった後、27日に南紀園の会議が終わった後ですね、議会が終わった後で全協を開いてその辺の同意を得たものでありますので、私一存では軽々にそういうことを、24年ということは約束できませんけれども、できるものならその辺もまた管理者のほうにも申し入れはいたしたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　ほかに質疑ありませんか。

６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　今中岩議員からも質問があったことについては、どうでしょうかね、もう２年ほど前の厚生常任委員会でも問題になった件だと思います。そのときは町長は、私は議長であるのでなかなか意見が言えないと、本会議でもって、一部事務組合の議会でもって意見が言えないと、議長という立場で意見が言えない。それではなおのこと、那智勝浦町は議長ということを決められてあるんであれば、なおのこと議員の、１人の議員の参加も必要ではないかと、議員を一部事務組合の議員にすることも必要ではないかというお話もして、一刻も早くそのことを申し入れてくれというお願いもしたと思うんです、２年ほど前の委員会で。

それで、それができなくて、今度は26年ということについては、私もなかなか釈然としないわけですがね、その決定についても。

本来のこの南紀園改築の負担割合についても委員会でもって早いとこ決めようと、決めてほしいというお話もあったと思います。そういうことで今回この負担割合、４・４・２ですか、人口割４、利用者割４、均等割２というような結果が提案されたわけです。

そこで、この間の全員協議会、12月でしたかね、全員協議会で町長ともいろいろとお尋ねしたわけなんですが、全員協議会というのは記録が残らないということでありますんで、私そこの改築委員でもあるし、厚生常任委員会のメンバーでもありますけどね、そこはお許しを得て、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

町長、これでは特養多床室にも補助金が適用された場合であったとしても、うちは350万円。そして新宮市は800万円近い負担が減るわけですね、新宮市は。うちは350万円、太地町は700万円ぐらいの負担増になると思うんですね。太地は管理者でありますんで、なかなか700万

円のその４・４・２になった場合に異を唱えることはしにくいということで黙っておりましたがね、あの改築委員会で。那智勝浦町が負担割合が、負担がふえるにもかかわらず、もう補助金がない場合だったら大分違いますね、補助金がない場合は。一番高いときはどうですかね、大分違うんでしょう、3,000万円ぐらい違うんですね。

そういう中で、なぜ我々が態度を保留したにもかかわらず、なぜ賛成したか、その理由についても、一応議事録に残すと。この間聞きましたけどね、という関係でひとつよろしくお願いしたいと思います。

それで、せっかくこれはあれでしょう、各議会で可決になったときは県知事の許可を、県知事に同意してもらって、それで初めてこの規約が改正されるということですね。そしたら、一緒にその議員の数も１人ふやしたらよかったんと違いますか。別に改築と本会議とは、本会議は運営のこともいろいろ審議しますんで、何も改築のことばっかしやってるわけでないでしょう、本会議で、一部事務組合。１人入れるということでですね、うちはもう既に広域では１人入ってますね、議長が。そういう形でもう広域と同じようなもんですね、この一部事務組合といってもみんなでやってるんやから、東牟婁郡、新宮市で。そこへなぜ入れなかったのかということについては、おかしいですね、さっきの説明はなかなか納得できん、町長の説明。そこらあたりもちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（森本隆夫君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　お答えします。

負担割合の問題ですけれども、当然うちが一番あそこの、太地の南紀園施設の利用が一番、うちが利用しております。そういった関係で、この恩恵にあずかるところからいいますと、負担の今までのような人口割ということよりも利用者割ということを重要視したときに、そういう割合になってもいたし方ないかなあと。我々としては、町民が安心してその施設を利用できる状態としては、ある程度早くこの件について決着し工事を進めていって、より早く安全な施設、また快適な施設に老人を住まわせてあげたいというのもその中にあります。それがこの割合の決定について私が一番考えたところであります。

そういう中で、いろいろな議会の皆さんが言っていることにつきましては、わかりますけれども、執行者としてはそれが一番私として最善と考え、この同意をしたわけでございます。

次に、議員１名の参加についてですけれども、今回の27日に行いました南紀園の本会議の後の全員協議会を開催いたしまして、その中で皆さんが26年という同意がありましたから、前回の新宮市のように、こうでなくてはいけないというようなことを押し通していって流れるよりも、26年という期限を切ってやったほうがスムーズにこれが移行できるんじゃないか、そのように考えて私は26年に実施するということで同意したわけでございます。

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　町長、私も個人的には利用者割といいますかね、入所者割というのもある程度考慮したほうが、せんとうまいこといかんのではないかなと、そういうふうに思うてましたが、４・４・２、５・３・２。だけど、経費の支弁という、これは私初めてこれをもらった

んですよ、この規約を。前にももらったかもわかりませんけど。経費の支弁は５・３・２なんですよね、人口割が５割、入園者割が３割、均等割が２割、あえてこれをね、だから改築委員会でも２つ提案されてありましたね、２つ。経費の支弁の５・３・２というのと４・４・２というのと。そして私、ちょっとおくれていきましたんで、どんな議論があったかも知りませんが、ほとんど議論がなかったと思うんですよ、このここのとこの、議論がですね。そういう中での採決であったというのも、僕は釈然とせんのですけど。

ここに５・３・２とありながらですよ、町長は積極的、私らは積極的やなかったです。態度を保留した、２人は、下﨑議員と。町長は積極的やった、４・４・２。首長同士で話がついておったんかもしれませんけどね。安くなる、負担割合が少なくなる新宮市やとか串本町の首長はこのことについては早く決定したほうがええやないかという意見やったと思うんですよ。町長もそれに同意した、同調した。

なぜ、僕はもうここであえて反対はしませんけど、もうそこへ入ってた組織の決めたことについては。けど、あの決め方がおかしかったと、いまだにそう思っております。

それで、議員の皆さん既に御承知かと思いますが、ここで反対されたらあれ、パアになるんですよ。だから慎重にしてくれという意見やと、私どもの意見は。一つの議会が反対したら、もう終わりなんや。

だから、やっぱりいつもそうなんです。そうでしょう。広域の議会でもっても、規約の変更、負担割合の変更、よく言われますね、あの議会で。だから議長が持ち帰ってここで、全協で、こういう提案がありました。皆さんどうですかとお尋ねして、ほとんどのみんながそんなわけにいくかいなということで反対されて、それを持っていくからなかなか規約が改正されないと。負担割合の見直し、新宮市はいつも言ってますよ。だけどされないということもよく御存じと違いますか。だから議会の意見もよく聞いた上で判断させてもらうと、こういう姿勢をこれからね、きょうこれ決めてしもたもんしゃあありませんけど、ここの議決はどう可決するか否決するんか知りませんけど、慎重にやっていただきたいと思います。

それで、その１人ふやすことについて、ここ、第５条にちょっと変えたらいいんですよ、これ、第５条を。第５条に「この組合の議会の議員の定数は関係市町村数と同数とする」と、この「同数」を変えたら済むことなんですよ。今まで私、この改築委員会、改築委員会はここまでやれるんかという話もありますけどね、その中でいろいろ話をされる議員もおると、僕は的外れやと思うて聞いてますけど、その中でも１人ふやせという話は何回かあったと思いますよ、新宮市のほうからも。それが26年４月からというのは納得できんですね。これは提案されてないんですけど、ここを変えたらいいんですよ、変えたら。

だから、町長は議長やから、今までの話では議長やからなかなか本会議で提案できないと、そういうこともあるでしょうが、それを解消するために、ぜひこれを入れてほしいという話を、早いとこ入れてほしいと。改築委員会と関係ありませんからね、組合の議会は。改築委員会が下審査機関なんですよ。そこらあたり混同したら困りますけど、その点についてお尋ねしたい。

○議長（森本隆夫君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　先ほど申し上げましたとおり、全員協議会でそういう日程のもとで26年ということを提案されましたので、それに皆さんが同意して、提案者の新宮市も同意いたしましたので、私もそれに意見を唱えることも特に必要なかろうかと考えております。

それは前回のときの新宮市がどうしても同数じゃなく人口の割合に応じて議員の参加を２名ということを提案して、それを譲らなかったわけですけれども、そういうことでこれが１回流れました。こういうことで、さらにそういうことでやっていくと、また流れたり、なにしたりするよりも、期限がついた26年ということがここで確定いたしましたので、その26年をめどに実施するほうがスムーズにいくんじゃないかということであります。

先ほどの負担割合につきましても、ある意味では新宮市は人口比例のことを言いましたけれども、今回の負担割合についてはあくまでも新宮市負担増ということになると利用者が、まあ２番目に利用するんですけれども、そういう割合においては納得いかないということで議論はありました。そういう中で、利用者を重点に置いた、運営費については旧来どおりの状況で行い、建設の初期の投資についてはこういう利用者の形でやるということで、過去10年か何かの統計の中でそういう割合を決定したと思います。

そういうので、うちとしてはこれ以上強く主張したところで、建設がおくれていくんであれば、いろいろな面で施設の老朽化も進み、あそこの環境改善も進みませんので、そういった意味では早く建設するためには初期投資でこれだけの負担はいたし方ないということを私も考えて、それに同意したわけでございます。

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　町長あのね、新宮市は２人という話ですけど、それはもう大分前に撤回したんでしょう、撤回。最近、去年でしたね、おととしの12月ごろでしたかね、新宮市の議員が改築委員会で新宮市の主張が通らなんだんで、その改築委員会に新宮市は３人にせいとか４人にせいとかという話も、そんな話もありましたけど、本会議ではなかったと思うんですよ、そんな話は。ただ、田岡市長になってから、もう、１人で結構ですという話は本会議でもされておると思うんですよ。議事録読んでください。

先ほどから全協、全協と言ってますがね、全協でこんなこと決定できるんですか。本会議でしょうが。もう最初からおかしいんですよ、この南紀園を改築する決定をしたとき、前町長でしたけど、中村町長のお話ではね、全協でのお話では東京で食事をしているとき決めたと、こんなお話もあったんで、そのときも申し入れておった。言うときましたよ。きちっとした議会で決めてくれと、議会を開いて、一部事務組合の議会を開いてきちっと議事録のある中で何事も決めてくれというてお願いもしたと思うんですよ。あなたそのとき議員だったんで知ってるでしょう。

全協で決める、全協なんていうのは公式な会議の場と違いますんでね。議事録もない中でいろいろなものが決められていくと、そういうことについてはおかしいですなあ、広域ではそんなことありませんねえ、広域の議会では。

それで、町長もこれ御存じやと思いますけど、あれ湯川にあったんですね、最初。あれを太地に持っていった。そのときの負担割合は入所者割なんていうのはなかったんですよ。均等割、財政割、ほいで人口割と、こういうことだったと聞いております。今回は負担割合の中へ入所者割を、何でか知らんけど決めてきた。まあまあ新宮市も那智勝浦町が半分近く入所してあるのに新宮市のほうが圧倒的に多くなるというのはおかしいやないかという、そういう議論も議員の方から聞きましたけど、そういう話も出てくるでしょうが、だけど、それが入所者割が３割ということでふえたんですよ、入所者割をふやした、３割。で、４割と。私はここ、突っ込んでたら３割でよかったと思いますよ。みんなが新しい施設をつくりたいという合意はできてあるんですから、そら今さら言うても仕方ありませんけどね。その点について。

○議長（森本隆夫君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　先ほども言いましたように、この辺については早期に解決すべく、私もその辺で妥協をしていったところでございます。

ただ、あの当時いろいろ緊迫した状況もありまして、仮にこれが新宮市が脱会するということになれば、施設の負担も新宮市はなくなり、ただし新宮市の利用者も受け入れなければならないということになるんか、うちもそれじゃ脱退するんか、個別につくっていくんかということまで腹をくくってやるんだったら、それはできたかもわかりませんけども、うちが一番今恩恵にあずかっているのは事実でありますし、そういう意味ではこの割合数を初期投資の部分においてはいたし方ないと私は判断し、そのような形で同意をしたわけでございます。

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　このことについての質問はもう終わりますけどね、脱退できるんですか、勝手に。もうおれとこは嫌やよと、この一部事務組合から抜けることはできるんですか。そこらあたり福祉課長。

○議長（森本隆夫君）　福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　たった今、考えております。

〔６番湊谷幸三君「いやいや、できるか、でけへんか」と呼ぶ〕

脱退は可能とは思いますが、なかなかそれは難しい現状で。

脱退のその意思はありませんが、脱退は市町村長の場合、首長の会議ですればできるのではないかと私は思ってます。首長の中で決定されればできるかと思いますが。

〔６番湊谷幸三君「おかしいな、もう一回やらせてくれるか」と呼ぶ〕

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　脱退するんであれば、この規約を改正せな。だけど改正は１つの議会が反対したらできないということですね。そしたら、規約の改正ができなかったら脱退という行為はできんのと違いますか。

○議長（森本隆夫君）　福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　もちろん議会の同意は得なければいけないと思ってます。

○議長（森本隆夫君）　ほかに質疑ありませんか。

３番下﨑君。

○３番（下﨑弘通君）　先ほどの湊谷議員の中で１点、改築委員会の中で当局からの説明という中で５割３割２割、それと４割４割２割の比較の説明ですね。ちょっと湊谷議員がおくれてきたんでわからなかった様子なんですけども、私が入っていた中では、事務局の説明の中では、５割３割２割がなぜ４割４割２割になったかというのは、幹事会では検討したけれども、あの場では比較とかそういうものの説明は一切ありませんでした。あのときの流れ、その場の雰囲気といいますか、串本町、新宮市たちの早期の決着というものを図るというような感じがあったんかもしれませんけれども、４割４割２割の線が一番最適ではないかという、そういうような意見がありまして、それで多数決の中でそういう結果になってしまったということなんですね。

ですから、負担金の質疑という中で説明を聞いて、それで各町へ持って帰って、議会へ持って帰って、それで説明をしてそれで再度開くのかという、私も思いを持ってたんですけれども、それが全然あの場で多数決で決まってしまったというようなことになってしまったということなんですけれども、確かに会の運営の仕方がちょっと早急過ぎたんで私は反対といいますか、賛成のほうでは立たなかったんですけども、やはり会の持ち方自体がちょっと早急過ぎて、今回のこの24年度に間に合わすための改築委員会ではなかったかなと感じております。

そういうことで、私自身もあの南紀園の事情を見たときに本当に大変な環境なんで、早くお年寄りの皆さんが快適な施設へということで願っているんですけども、１点、福祉課長に確認したいんですけども、全員協議会のときにこの補助金の関係なんですけども、４人床が補助金の対象になるかどうか、今のところは決まっていないと、それが今度県のほうで改正した場合に対象となるように県のほうは12月で決定するというようなことをあのときに報告されたんですけども、それについて、その12月というのは昨年の12月だったと私は解釈してるんですけども、それは決まってるのかどうか、県のほうで提案されて県のほうで決まったんか、そしてそういうことで補助金の対象としてこの施設の建設がいけるのかどうか、ちょっと確認させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　補助金の関係ですけども、一応あのとき350万円だったと思いますけども、県のほうの条例改正の関係で12月に上程するということを聞いておりまして、一応そのままいけるということを南紀園のほうから聞いております。その内示のほうが４月以降ということになるということで報告を受けております。

○議長（森本隆夫君）　３番下﨑君。

○３番（下﨑弘通君）　そういうことですと、県のほうがもう条例改正が済んで、４月の内示の時点で補助金が決まると。この間いただいた表の中で一番最初の案の２の資料１ですね、そういうことで県の補助金がこのときは５億1,750万円ということになってるんですけども、大体その線で決まるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（森本隆夫君）　福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　一応予定では補助金ですけども、この特養、養護合わせて５億1,750万円ということになっております。

ただ、この間のもう一つ資料、22億4,000万円でお出ししてると思うんですけども、この間の施設委員会の会議の中で建物のつくりについて窓をつけるという審議をいただいたと思うんですけども、施設改築委員会のほうで。あのときの価格が上がっておりますんで、一応委員の皆さんには22億4,000万円の表を余り動かしたら悪いんで、ずっとその表を使ってきたんですけども、その分だけちょっと上がっております。また補助金の額と実施設計が決まった時点で額が決定するということですけども、一応あの額が上がっていることだけ御了承願いたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第15号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

10時18分　休憩

10時36分　再開

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（森本隆夫君）　再開します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第５　議案第１６号　那智勝浦町職員定数条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君）　日程第５、議案第16号那智勝浦町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君）　それでは、議案第16号について御説明申し上げます。

〔議案第16号朗読〕

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町職員定数条例の一部を改正する条例。

今回お願いしております条例の一部改正につきましては、現行の条例におきましては各部署ごとに定数をうたっておりますが、医療職員の確保において支障を来しており、今後の職員確保をスムーズに行うため、今回職員定数条例の改正をお願いするものでございます。

議案第16号の関係資料といたしまして新旧対照表を配付させていただいております。ごらんください。

右側が改正前、左が改正後となってございます。

現在の定数条例第２条におきましては(1)、右側ですが、町長の事務部局の職員といたしまして医療関係で「医師、医療技術員、看護師」と定めております。それを今回左側になります。町長の事務部局の職員アといたしまして「医療関係職員118名」と変更するものです。右側、エ、オ、カ、キにつきましては左改正後、イのその他の職員といたしまして「179人」と定めるものです。

その下(2)の議会事務部局の職員といたしまして「５人」、(3)といたしまして教育委員会の事務部局の職員といたしまして「19人」と定めるものです。

なお、この条例改正による定数の増減はございません。

議案へ戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は平成24年４月１日から施行するというものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

１番左近君。

○１番（左近　誠君）　ちょっとお尋ねいたします。

この改正後と改正前なんですけど、逆に言うたら、これ改正前が左の改正後で、改正前になったのが改正後というのが僕は当たり前やと思うんですけど、こうなりますと、これお医者さんが、今例えば17名限度があるというた場合、10名になってんやったら、そのあとの７名を逆に言うたら看護師さんをふやしてもいいというような解釈にもなるんじゃないですか。

それと、一応これ118人というたら、余りにもアバウト過ぎて何人お医者さん、これ必要なんか、また看護師さんは何名必要なんか、保健師さんが何名必要なんか、全くこれやったら姿見えんと思うんですけど。

それと、議会事務局の職員の内部のあれなんですけど、職員５名でも一応やっぱり局長のもとに書記が４人、もしなにやったら書記が３名にしてやったら１人が助手という形にするとか、それと教育委員会の場合でもですけど、司書３名てありますけど、これ図書館員ですか。それと学芸員１人。この場合教育委員会の事務局、これ19人やけど、司書さんが何人ぐらい今

必要なんか、それと学芸員の人何人必要なんか、さっぱりこれやったらわからんと思うんですよ。それと、その他の職員15名、一くくりにしておりますけれど、やっぱり一応トップ、次長ですか、次長のもとにあとは14人おるんだというようなことも書いておくほうがわかりやすくていいんじゃないですか。

この118、179というような、その間で融通するというお話ですけれど、やっぱり一応こうやって最初のとおり、明示しておくほうがいいと思うんですけど。よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　病院事務長八木君。

○病院事務長（八木敦哉君）　まず、町立温泉病院の現状と今回このようにお願いした経緯を説明させていただきます。

全国的な問題でございますが、当院におきましても医師を初め医療スタッフの確保が困難な状況でございます。また、これまで幾多の診療報酬の改定、施設基準の改定が行われてございます。職種によっては臨時職員で何とか対応をしてまいりましたが、現在特に医療技術員の定数が21人となってございます。現状は28名在籍してございます。28名在籍する医療技術員のうち８名が臨時職員となってございます。とりわけ当院の看板とも言えますが、リハビリテーション部門なんですが、14名の医療技術員がおります。そのうち６名が臨時職員となっております。

現在の診療報酬、施設基準ではリハビリテーションは疾患別リハビリテーションとなってございます。例えて言いますと、脳血管疾患等リハビリテーション、呼吸器疾患のリハビリテーション、これまでよく言われました運動器のリハビリテーションということで、疾患別のリハビリテーションということになってございます。当然のことながら、疾患別となりますと患者数もかなりふえております。ですから患者数からもスタッフ不足が現状でございます。また、リハスタッフの職種も、先ほど申し上げました疾患別に伴いまして理学療法士、作業療法士、言語聴覚士と細分化されてきております。早急に募集をいたしましても、当初臨時職員で賄っておりましたが、なかなか患者数に応じたスタッフを確保するにも臨時職員ということではなかなか応募がないと、募集をしても来ないという現状がございます。またリハビリテーションの種別も先ほど言いました幾多の診療報酬の改定、施設基準の改定がございまして、そのスタッフ配置で診療報酬の額が決まってまいります。

当院は県の医療計画の中でもリハビリテーション医療の拠点として整備していくということもうたわれております。また現在は土日のリハを実施できない状況です。これはスタッフ不足から来る問題です。ですからリハビリテーション部門の充実をなるべく図りたい、患者様のニーズにおこたえしたいということで医療技術員の確保をしたく考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君）　今病院関係の医療技術員の関係で事務長から説明させましたけれども、その他の部局、議会事務局、教育委員会におきましても、必要とされる職員が必要となった場合、雇用しやすい状況にということで今回改正をお願いしたわけでございます。よ

ろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　１番左近君。

○１番（左近　誠君）　これ実際、今現状を述べられましたけれど、余りにもこれ118と179というんですか、余りにも縛り過ぎてしもたら、全く実態が見えんということで、この融通、例えば採用するときでも規約の書いたあることを融通することができるとか、文言である程度動かせれるというようにしたら悪いんでしょうかね。ある程度めどというの、お医者さん何人ぐらい要るんなというたとき、118と一くくりの中に入っているとか、それで、この看護師さんも保健師さんも大体この病院やったら何名ぐらい要るというの、ある程度わかると思うんですけど、全くこれ一縛りにしてしもうたら、お医者さん何人要るんやろう、大体このぐらいやと、そやけど流動的にあったとしても規約のほうで融通することができるとか、動かせれるとかというようなことをしといたらいいんじゃないですか。

○議長（森本隆夫君）　総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君）　この条例につきましては、あくまで定数でございまして、その部署に応じた必要最小限の職員というのはその部署で決めていただいたらと思いますけれども、参考までに、現在の定数が、これをトータルしますと375人、職員の数375人でございます。これが23年４月１日現在の数字ですが、職員の実数といたしまして302人、この条例につきましては、あくまで定数ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第16号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第６　議案第１７号　那智勝浦町災害復興寄附基金設置条例

○議長（森本隆夫君）　日程第６、議案第17号那智勝浦町災害復興寄附基金設置条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君）　議案第17号那智勝浦町災害復興寄附基金設置条例について御説明申し上げます。

〔議案第17号朗読〕

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町災害復興寄附基金設置条例。

まず、目的といたしまして第１条です。平成23年台風12号災害に係る寄附金を財源として災害復興事業等に要する費用の財源に充てるため那智勝浦町災害復興寄附基金を設置するというものです。

第２条には、積み立てといたしまして、予算で定める額及び第１条の目的のために寄附金を積み立てるというものでございます。

第３条には、管理といたしまして、基金に属する現金については金融機関等確実かつ有利な方法で保管しなければならない旨を定めるものです。

第４条では、基金から生じる収入といたしまして一般会計に計上し、この基金に繰り入れるものとするものです。

第５条には、基金の処分として、目的を達成するために要する費用に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができる規定となっております。

最後に第６条です。この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は町長が別に定める。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

以上が本条例の概要であります。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第17号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第７　議案第１８号　那智勝浦町税条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君）　日程第７、議案第18号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長濵口君。

○税務課長（濵口博之君）　議案第18号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の税条例の改正につきましては、国会において昨年の11月から12月にかけて経済社会構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律及び地方税法等の一部を改正する法律が成立し交付されたことに伴い改正するものでございます。

次のページ以降、改正する条例案を記載しておりますが、今回の改正の内容の概要につきまして、この議案書の次に関係資料を配付させていただいております。そちらのほうで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

資料の１ページをお願いいたします。

那智勝浦町税条例（昭和43年条例第１号）の一部を次のように改正する。

以下、条例の改正を記載しておりますが、資料中、線で囲んだ枠内のところがその上の改正内容を説明したものでございます。

１ページの枠内でございますが、第95条は、たばこ税の税率について定めたもので、税制改正により法人税の実効税率の引き下げと課税ベースの拡大措置が実施されたことに伴い、都道府県と市町村の税収の増減を調整するため都道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲するもので、旧三級品以外の町のたばこ税について1,000本につき644円値上げし「4,618円」から「5,262円」に改めるものでございます。

なお、適用日は平成25年４月１日からとなっております。

次に、附則第９条は、町民税の分離課税に係る所得割の特例等について定めたもので退職所得に係る個人町民税の10％分の税額控除の特例を廃止するものでございます。

適用日は平成25年１月１日からとなっております。

附則第16条の２は、たばこ税の税率の特例について定めたもので、第95条の改正と同様に旧三級品の町たばこ税について1,000本につき305円値上げし「2,190円」から「2,495円」に改めるものでございます。

次の枠内でございますが、附則第22条は東日本大震災に係る雑損控除等の特例について定めたもので、雑損控除等の対象となる災害関連支出につきましては災害がやんだ日から１年以内に支出したものが対象となりますが、今回、大規模な災害の場合、その他やむを得ない事情が

ある場合には災害がやんだ日から３年以内に支出されたものが対象となるよう地方税法が改正されたことに伴い、この改正分についてもこの特例の対象となるように改めるものでございます。

次に、附則第25条は、個人の町民税の税率の特例等について新たに定めるもので、東日本大震災復興基本法の基本理念に基づき、平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち、全国的にかつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として平成26年度から平成35年度までの10年間、個人の町民税の均等割の税率を500円引き上げて「年額3,500円」とするものでございます。

なお、個人の県民税の均等割の税率も同様に500円引き上げられるため、個人の町県民税の均等割の税率は現在の「4,500円」から「5,500円」になる予定でございます。

以下、附則としまして、第１条で施行期日を、第２条で町民税に関する経過措置を、第３条で町たばこ税に関する経過措置を定めております。

以上でございます。御承認のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　単純な質問ですけど、なぜあの適用日が平成25年４月１日になっているものを、今日これを改正を提案してくるのかと、どういう根拠で、今でなかったらいけないのかということについて御説明願いたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　税務課長濵口君。

○税務課長（濵口博之君）　今の御質問に関しまして、時間的に余裕があるのに今する必要があるのかということでございますけども、本当に緊急の場合はやむを得ないとしましても、一応周知期間というものがございますので、その辺で、なるだけ早いうちに成立させたいという国の考え方がございます。

また、昨今におきましては税のほうの計算等に関しましてはコンピューターで計算したりしますので、そのプログラムの改修等、そういう時間的な余裕等もございますので、早い目に改正するということが通常になっておりますので御了解していただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　町民税の分離課税に係る所得割の額の特例についてということは、これよくわかりますけど、周知期間が必要やということはよくわかりますけど、県のたばこ税から町のたばこ税へ4,618円から六百幾らを町へ移譲してくることについては別に周知期間なんか要らんのと違いますか。24年４月１日でも構わないんですね、別に。一般の町民の方がこのことについて町民の方に周知しないとまずいということでもなかろうと思うんですけど、この点についてはどうお考えですか。

○議長（森本隆夫君）　税務課長濵口君。

○税務課長（濵口博之君）　お答えいたします。

確かにたばこ税につきましては小売の価格が変わるわけではございませんので、住民の方には周知期間が必要とは思いませんけども、財源のかなり大きな変更になりますので、県とか市町村にとりましては予算等を考える上で早いほうがよろしいかと思います。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第18号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第８　議案第１９号　那智勝浦町乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君）　日程第８、議案第19号那智勝浦町乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君）　議案第19号那智勝浦町乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

〔議案第19号朗読〕

次のページをお願いします。

この条例につきましては、本来６歳に達する日以後の最初の３月31日までの者の支給対象となる乳幼児の保険給付に係る一部負担金を医療機関に支払った場合において、その支払い額を保護者に支給することにより乳幼児の健康の保持と増進に寄与して児童福祉の向上を図ることを目的として定められております。

今回の主な改正点は、条例適用対象者の範囲を就学前の乳幼児から中学校卒業までの子供へと拡大するものでございます。

別紙に議案第19号の関係資料として新旧対照表をつけさせていただいておりますので、ごら

んいただきたいと思います。

改正部分にアンダーラインを入れております。

まず、条例名につきましては、対象者を拡大したことから「那智勝浦町乳幼児医療費支給条例」から「那智勝浦町子ども医療費支給条例」に条例名を改めるものでございます。

第２条の改正につきましては、従来の対象年齢でありました「６歳」を「15歳」に改めるものでございます。

２枚目をお願いします。

主なもので、下段の改正前「第９条」を「第10条」としております。そこに第８条の次に、改正後ですが、新たに第９条として子どもの医療費の支給を受ける権利の譲渡または担保に供することの禁止条項を追加規定したものでございます。

その他につきましては、字句の改正及びまた字句の追加等でございます。

本文改正条例に戻りまして、附則としまして、この条例は平成24年８月１日から施行するものでございます。これにつきましては、現在の乳幼児医療費の受給資格者証が８月更新になっていること、また、医療機関を含めた周知、また対象者の登録期間、それとシステム改修が必要なこととなることからでございます。

経過措置の第２項としまして、改正後の条例規定はこの条例の施行日以降に受けた医療に係る医療費について適用するものでございまして、施行日以前に受けたものにつきましては従前の規定適用となるものでございます。

次の裏面になりますが、第３項は、改正後の条例施行に伴う必要となる事務手続を初めとした諸準備につきましては、施行前であっても行うことができることを規定しております。

第４項は、改正前の支給条例第５条の規定により、受給資格の登録を既に受けている者につきましては施行日以降も引き続き受給資格の登録を受けたものとみなすものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

質疑を終結することに御異議ありませんか。

６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　１点だけお伺いしたいと思います。

15歳から６歳までの間の医療費についても、やはり国のほうである程度補助金といいますか、補助していただけるんか、それとも交付金でもって手当てするんか、それとも町独自の一般財源でもって手当てするんか、その辺ひとつお教え願いたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君）　この小学校、中学校、今回新たに追加しました対象者の医療費の一部負担金につきましては、補助の対象外となりますので一般財源となります。

○議長（森本隆夫君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第19号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第９　議案第２０号　那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君）　日程第９、議案第20号那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　議案第20号那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

〔議案第20号朗読〕

次のページをお願いします。

那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町介護保険条例（平成12年条例第10号）の一部を次のように改める。

今回の改正につきましてはお手元に関係資料を配付させていただいておりますので、この資料により御説明申し上げます。

介護保険条例２条の保険料率の改正前を上段に、改正案を下段に配置いたしております。

この改正は、第５次介護保険事業計画に基づき平成24年度から平成26年度までの３年間の介護保険給付費を算定し、第４段階住民税本人非課税の標準額を現行年額４万6,800円、月額3,900円から年額５万400円、月額4,200円、7.7％の増額をお願いするものでございます。

これに伴いまして、介護保険法施行令第38条第１項に定める保険料率の算定基準により、第２条の１号、第１段階は生活保護受給者などの方で標準額の半額と定められており、年額２万5,200円、月額2,100円となります。

２号の第２段階は、町民税世帯非課税の方で年収80万円未満の方は標準額の半額と定められておりまして、年額２万5,200円、月額2,100円となります。

同じく３号の第３段階は、町民税世帯非課税の方で年収80万円以上の方で標準額の75％、年額３万7,800円、月額3,150円となります。

次に、第４号の第４段階は、世帯員の中で課税のある方がある場合で本人が住民税非課税の方となり、算定基準の標準額の年額５万400円、月額4,200円でございます。

次の５号第５段階が住民税本人課税であり、その合計所得額が190万円未満の方が標準額の25％増しの1.25倍で年額６万3,000円、月額5,250円となります。

次の６号の第６段階は住民税本人課税であり、その所得額が190万円以上の方が標準額の50％増しの1.5倍、年額７万5,600円、月額6,300円となるものでございます。

今回の改正につきましては、平成24年度から26年度までの計画期間で保険給付費の見込みを49億8,975万6,000円を見込み、平成24年度におきましては16億124万5,538円、25年度は16億4,356万2,932円、26年度は17億4,494万7,871円を見込んでおります。

この３カ年の保険給付見込みですと、法改正に伴う第１号被保険者の保険料負担割合の増、これは20％から21％の増になっております。被保険者の増加分並びに施設増、介護報酬の改定を加味した計算では4,713円となります。しかしながら３回の長寿社会づくり委員会作業部会及び全体会２回において慎重審議してまいりましたが、町民の負担の軽減を図るために保険料の減額を行うべきではないかとの意見をいただき、基礎額から介護給付準備基金からの取り崩し及び平成20年度まで県へ拠出しておりました財政安定化基金取り崩しによる交付額1,113万3,271円を活用し、また介護予防等により介護給付費の削減を図ることにより減額できるとの判断から、基準額を月額4,200円とさせていただいたものでございます。

なお、新宮・東牟婁圏域では、最高が5,310円、3,000円台が１町、4,000円台が４町村の予定であります。和歌山県の３月６日現在の平均は5,501円、18.9％の上昇になるとの見込みでございます。なお、当町の順位は27番目の予定でございます。

附則の施行期日でございますが、この条例は平成24年４月１日から施行するものでございます。

第２条の適用区分でございますが、この条例による改正後の那智勝浦町介護保険条例の規定は平成24年度分以後の介護保険料について適用し、平成23年度分までの介護保険料については、なお従前の例によるというものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第20号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１０　議案第２１号　那智勝浦町公営住宅管理条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君）　日程第10、議案第21号那智勝浦町公営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長塩地君。

○建設課長（塩地勇夫君）　議案第21号について説明をさせていただきます。

那智勝浦町公営住宅管理条例の一部を改正する条例であります。

次のページをお願いします。

那智勝浦町公営住宅管理条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町公営住宅管理条例（平成９年条例第17号）の一部を次のように改正するものであります。

今回お願いしておりますのは、公営住宅法の改正に伴いまして、うち一部を改正するものであります。

今まで公営住宅は世帯、２人以上というのが基本でしたが、今回のこの一部改正に伴い１人世帯でも入れるということであります。

次に、関係資料としてつけさせてもらってます改正後、改正前。第３条各号とか、それに伴いまして10条、23条が変わっております。

附則としまして、この条例は24年４月１日から施行するものであります。

以上であります。よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第21号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１１　議案第２２号　那智勝浦町消防手数料条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君）　日程第11、議案第22号那智勝浦町消防手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長小脇君。

○消防長（小脇邦雄君）　議案第22号那智勝浦町消防手数料条例の一部を改正する条例（平成12年条例第16号）の一部を次のように改正するについて御説明いたします。

危険物の規制に関する政令の一部が改正され、浮きぶたつき特定タンクを有する特定屋外タンク貯蔵所の安全性を確保するために当該貯蔵所の位置、構造及び設備に係る技術上の基準が新たに設けられました。浮きぶたつきの屋外貯蔵タンクとは、固定屋根式の屋外貯蔵タンクに揮発性が高い危険物、ガソリン等を貯蔵する際、その揮発を抑えるためにタンク内に浮きぶたを設けているタンクであります。

浮きぶた及び浮きぶたつきの屋外貯蔵タンクに係る技術の基準は規定されていなかったんですけども、近年東日本震災などにより浮きぶたの破損事故が多く見られることがあり、技術上の基準を早期に整備する必要があることから、位置、構造及び設備に係る技術上の基準が制定されたことであります。

この施行期日は平成24年４月１日からとなっております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

11番中岩君。

○１１番（中岩和子君）　今震災のときにあったということで、こういうふうなことが決まったそうなんですけど、うちのほうも津波とかそういうふうな心配がありますんですけど、うちの町内にはこういうふうな施設はありますんでしょうか、お尋ねします。

○議長（森本隆夫君）　消防長小脇君。

○消防長（小脇邦雄君）　お答えします。

町内にはございません。

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第22号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１２　議案第２３号　那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君）　日程第12、議案第23号那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長小脇君。

○消防長（小脇邦雄君）　議案第23号那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

危険物の規制に関する規則の一部が改正され、これまで非危険物として消防法令等の規制対象外でありました炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が消防法上の第１類の危険物に追加されました。

別紙資料をお願いしたいと思います。

新旧対照表２枚目をお願いしたいと思います。

これ、新旧対照表改正案と現行のものがありますけども、改正案のほう、３から６が新設されたものでございます。このように改正されております。

この施行期日は平成24年７月１日から施行となっております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第23号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１３　議案第２４号　那智勝浦町公民館条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君）　日程第13、議案第24号那智勝浦町公民館条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君）　議案第24号那智勝浦町公民館条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いします。

那智勝浦町公民館条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町公民館条例（昭和63年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第５条第４項を次のように改める。

４、公民館運営審議会の委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

附則、この条例は平成24年４月１日から施行する。

恐れ入りますが、配付させていただいております関係書類のほうをお願いいたします。

新旧対照表でございます。

これは公民館運営審議会の委員の委嘱について、社会教育法第30条第１項で「市町村の設置する公民館にあっては公民館運営審議会の委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から市町村の教育委員会が委嘱する」とうたわれており、那智勝浦町公民館条例第５条第４項において「公民館運営審議会の委員は社会教育法第30条第１項の規定に基づき教育委員会が委嘱する」と定めています。今回社会教育法の改正によりこの委員の委嘱の基準が削除されたため、那智勝浦町公民館条例において文部科学省令で定める基準を準用するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第24号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開13時。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

11時34分　休憩

13時00分　再開

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

○議長（森本隆夫君）　再開します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１４　議案第２５号　平成２３年度那智勝浦町一般会計補正予算（第１１号）

○議長（森本隆夫君）　日程第14、議案第25号平成23年度那智勝浦町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君）　それでは、議案第25号平成23年度那智勝浦町一般会計補正予算（第11号）について御説明申し上げます。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３億9,229万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億2,431万4,000円とするものです。

第２条には繰越明許費の規定を行ってございます。

第３条では地方債の補正をお願いしております。

２ページ、お願いいたします。

第１表歳入歳出予算補正です。

歳入ですが、款10地方交付税から款21町債まで、歳入合計欄で補正前の額97億3,201万5,000円、補正額３億9,229万9,000円、計101億2,431万4,000円となります。

３ページをお願いします。

歳出ですが、款１の議会費から５ページ款12諸支出金まで、歳出合計欄の補正前の額、補正

額、計の額は歳入と同額でございます。

６ページをお願いいたします。

第２表繰越明許費です。

歳出予算の経費のうち予算成立後の事由等に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて予算の定めるところにより翌年度へ繰り越しして使用できるものです。

款２総務費の地籍調査事業から款10災害復旧費の公立学校施設災害復旧事業まで19件の事業を翌年度に繰り越し、平成24年度で実施するものです。

７ページです。

第３表地方債補正です。

起債の目的欄中、過疎対策事業から歳入欠かん債まで、補正前の限度額16億3,000万円から2,510万円を増額し、補正後の限度額を16億5,510万円とするものです。

８ページをお願いいたします。

予算に関する説明書。歳入歳出補正予算の事項別明細書です。

１総括の歳入及び次のページの歳出について、それぞれ３億9,229万9,000円の増額を行っております。

歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金で２億1,529万3,000円、地方債で減額の990万円、その他特定財源で１億2,473万9,000円、一般財源が6,216万7,000円となっております。

10ページをお願いいたします。

２の歳入ですが、款10地方交付税の目１地方交付税は2,716万7,000円を追加し、計は29億8,165万1,000円となります。

13ページをお願いします。

款15県支出金、項２県補助金、目６消防費補助金、節５きのくに防災力パワーアップ事業費補助金360万円の減額につきましては、津波避難困難地区対策事業といたしまして、浜ノ宮、那智駅にあります那智海岸トンネル出口周囲のかさ上げ工事に係る２分の１、それと宇久井港地区の津波緊急避難路整備に係る２分の１の補助金受け入れ予定となってございましたが、台風12号の影響によりまして工事が未執行となりまして、県補助金を取り下げ申請し、新たに平成24年度でお願いするものでございます。

14ページをお願いします。

款17寄附金、目２総務費寄附金、節１那智の滝源流水資源保全事業基金寄附金として90万円、節２那智勝浦町まちづくり応援基金寄附金として34万円を追加させていただいております。また節３の災害復興寄附金につきましては、本日議案第17号で御可決いただきました那智勝浦町災害復興寄附基金設置条例の関係でございます。予算は１億円となっております。

15ページです。

款21町債、項１町債の目３衛生費から目11歳入欠かん債まで、事業費その他の調整により、16ページになります、計2,510万円の増額補正をお願いするものです。

17ページをお願いします。

３歳出です。

款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、節４共済費、職員共済組合負担金につきましては平成23年12月14日付の国民年金法等の一部改正がございました。それによりまして平成23年度基礎年金拠出金に係る公的負担金率が変更となりました。この負担率の変更は平成23年度の４月にさかのぼりまして月次、期末手当等に適用されるために年間の差額分の補正をお願いするものです。

なお、この後、各科目におきまして、ただいま申し上げました共済費の補正、それと職員給料、職員手当の差額補正の調整分につきましては説明を省略させていただきたく、お願い申し上げます。

目３財産管理費、節７賃金73万2,000円につきましては、管財臨時職員賃金１名の基本額、それとグリーンピア臨時職員２名に係ります期末手当の当初積算誤りによりまして今回追加をお願いするものでございます。節13委託料、減額の630万円につきましては、観光会館取り壊し設計業務委託費としてお願いしておりましたが、未執行により減額をお願いするものです。節15工事請負費95万円につきましては、繰越事業で実施いたしました庁舎内の空調施設整備工事ですが、当初の予定には入っておりませんでした１階の会議室につきましては、現在支援室として使っておる部屋でございますが、選挙があるときは選挙事務、区の役員会議等のとても使用頻度が高くて、冷暖房が単独で使用できるよう空調整備工事費としてお願いするものでございます。

19ページをお願いします。

款３民生費、目１の社会福祉総務費、節28の繰出金につきましては説明欄記載国民健康保険事業費特別会計への繰り出しを減額するものです。

21ページをお願いします。

款４衛生費、目８簡易水道費、節28繰出金、これにつきましても備考欄記載簡易水道事業費特別会計への繰り出しの減額でございます。

その下、目９病院費、節28繰出金の減額につきましても説明欄記載町立温泉病院事業会計への繰り出しの減額でございます。

25ページをお願いします。

款８消防費、目４水防費、節３職員手当等で超過勤務手当として20万円をお願いしております。これにつきましては、小匠ダムへの出勤費用でございまして、実績及び３月の見込みを計上してございます。

目５災害対策費、節13委託料の290万円につきましては、防災倉庫整備事業分に係る設計監理業務委託料をお願いしております。節15工事請負費、２行目ですが、防災倉庫整備工事として2,700万円をお願いしております。これにつきましては、防災のその備品におきましては各地区の中核となります避難所に非常食、毛布、防災備品等を備蓄しておりますが、町全体としての防災備蓄物資につきましては旧の観光会館、それと朝日にあります旧のＮＴＴの家屋をお

借りして保管してございます。しかしながら、ことしの３月、東日本大震災では当町にも大津波警報が発令されまして、海岸に近い旧観光会館へは行くことができませんでした。また、この９月の水災害でも電気設備がないために懐中電灯での作業となりました。このように物資の運び出し等の作業は危険で効率も悪く、保管場所としては適さないということもございます。また朝日のお借りしております旧ＮＴＴの屋舎では、平成24年に保管物資を移す条件で場所をお借りしているために別の場所の選定が必要となります。そのために今回国の３次補正がありました。緊急防災・減災事業というものでございますが、起債充当率が100％、うち交付税措置が70％と、大変有利なものがありましたので、この23年度の補正でお願いしまして全額を24年度に繰り越しをお願いするものでございます。それと節15の工事請負費、説明欄の上段、津波避難困難地区対策工事減額の720万円につきましては、先ほど歳入でも御説明申し上げました浜ノ宮のかさ上げ工事、それと宇久井の津波避難緊急避難路の工事、未執行となりましたので今回減額をお願いするものです。

30ページをお願いします。

款12諸支出金、項２基金費、目５那智の滝源流水資源保全事業基金費、補正額90万円は寄附金及び利子を基金へ積み立てるものです。

目６那智勝浦町まちづくり応援基金費、補正額34万円につきましても寄附金を基金に積み立てるものです。

目７災害復興寄附基金費5,000万円につきましては、今回新たに寄附金を基金に積み立てるものです。

31ページには補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。

総務課の関係は以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　失礼しました。福祉課の関係について御説明申し上げます。

11ページをお願いします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、目１民生費国庫負担金、節７災害援護資金国庫負担金、補正額減4,666万7,000円は災害救助法が適用された自然災害により負傷または住居、家財に被害を受けた方に対する資金の貸し付けを行うための国の負担金でございますが、10月補正で計上させていただきましたが、負担率は同率でございますが、県負担金として一括で納入されるとともに借り受け者が少なかったために県負担金とともに減額をお願いするものでございます。

12ページをお願いします。

款15県支出金、目２民生費負担金、節９災害援護資金県負担金、補正額減693万3,000円につきましては、先ほど申し上げました災害により被害を受けた方に対する資金の貸し付けを行うための県負担金で、国の負担金も含め納入されることから、10分の10の負担率となりますが、借り受け者が少なかったため減額をお願いするものでございます。

14ページをお願いします。

款17寄附金、目３民生費寄附金、節１社会福祉費寄附金50万円につきましては、昨年、機能回復センターの利用者がお亡くなりになり、その家族が大変ありがたかったとのことで50万円の寄附をいただいたものでございます。

19ページをお願いします。

歳出でございます。

款３民生費、目３老人福祉費、節23償還金利子及割引料、補正額３万4,000円につきましては、平成22年度在宅福祉事業費補助金の確定による県支出金の返納金でございます。節28繰出金、補正額188万7,000円につきましては、介護保険システム改修委託分と職員共済負担金分で介護保険事業特別会計へ繰り出しするものでございます。

目７障害者福祉費、節13委託料、補正額増80万円につきましては移動支援事業委託で、野外での移動に困難な障害などに外出時の円滑な移動の支援や自立生活や社会参加を促す事業でございまして、利用増に伴い増額をお願いするものでございます。節19負担金補助及交付金、補正額450万円につきましては、特定救護指定施設及び精神障害者社会復帰施設等が障害福祉サービス事業等へ移行した場合に、新体系移行前の報酬水準を基準とした助成を行うことにより新体系への移行を促進するとともに事業運営の安定化を図ることを目的とした事業でございまして、新体系へ移行した場合については、新体系移行前月の特定救護指定施設における報酬水準を基準とした助成を９割補償するというものでございます。節20扶助費の就労移行支援費、補正額750万円でございますが、一般就労等を希望している人に対し一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うもので、人数増に伴い増額をお願いするものでございます。節23償還金利子及割引料、補正額161万1,000円につきましては、過年度障害者自立支援医療費補助金、障害者自立支援給付費負担金、地域生活支援事業等補助金精算に係る国及び県への返納金でございます。

20ページをお願いします。

目11福祉健康センター費、節18備品購入費、補正額増50万円につきましては、歳入で御説明いたしましたとおり、昨年、機能回復センターの利用者がお亡くなりになり、その家族が大変ありがたかったとのことで50万円の寄附をいただき、機能回復センターの利用者のために使っていただきたいとの意向でありましたので、利用者の希望が多かったマッサージチェアほか更衣室ロッカー等の備品購入費の補正をお願いするものでございます。

目２児童措置費、節７賃金、補正額増106万6,000円でございますが、保育所給食調理員、保育士２名の退職に伴う退職報償金算定に伴う補正増をお願いするものでございます。

21ページをお願いします。

款３民生費、項３災害救助費、節21貸付金、補正額減5,360万円の災害援護資金につきましては、災害救助法が適用された自然災害により負傷または住居、家財に被害を受けた方に対する資金の貸し付けを行うもので貸付限度額は最高で350万円で20名分7,000万円を見込んでおりましたが、９名の申し込みにより1,640万円の実績となっておりますので、今回減額をお願いするものでございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君）　観光産業課の予算について御説明申し上げます。

10ページをお願いします。

歳入のほうでございます。

款12分担金及負担金、項１分担金、目２農林水産業費分担金、補正額2,242万2,000円になっております。節区分４農業体質強化基盤整備促進事業分担金、これにつきましては、ＴＰＰの問題が出てから国のほうから新たな補助金として農用地域において戦略作物等々を生産する場合においての農業基盤を整備するための補助金が出ております。それについて地元の受益者の分担金22.5％を上げさせていただいております。節区分５県土防災対策治山事業分担金７万8,000円の減額でございます。これにつきましては、太田の長井地区と大勝浦地区の防災がありましたが、もう事業が完遂しましたので減額補正をお願いするものであります。

目３災害復旧費分担金、補正額57万7,000円、節１町単独農林水産施設災害復旧費分担金225万円。これにつきましては、台風12号による災害によりまして林道大雲取線、大戸妙法線のほうも地すべりが起こっております。それにつきましては大雲取線の仮復旧を、工事車両が上に上がれるための仮復旧のための工事でございます。それの受益者負担として225万円上げさせていただいております。節２農林水産施設災害復旧費分担金減額の167万3,000円、これにつきましても林道の分担金がなくなりましたのでこれに減額させていただきます。

次のページ、下のほうにお願いいたします。

款14国庫支出金、目７農林水産業費国庫補助金、補正額5,742万円。これは先ほどの節２農業体質強化基盤促進事業費補助金5,742万円でございます。これは事業費の55％を国のほうから補助していただくというものでございます。先ほど申しましたように、農用地区において戦略作物または地域振興作物を生産する地域を対象として農地利用集積や農地農業水利施設の整備をきめ細かく実施し、拡大戦略作物や地域振興作物の生産を促進すると、そういう目的で国のほうから補助を受けることになりました。

次のページをお願いいたします。

13ページ、款15県支出金、項２県補助金、目４農林水産業費補助金、補正額372万円。節16地域農業支援対策事業費補助金354万6,000円、これにつきましては、台風12号災害を受けて県のほうから新たに出していただいております。被災地域の農業を存続させるため、被災農家の農地を継承していく農業を取り組む団体、任意組合に農業機械の購入や施設を整備するためには補助をすると、県の補助率は事業費の３分の１、補助金の限度額が500万円までとなっております。次、節17営農再開緊急支援事業費補助金17万4,000円。これにつきましても県のほうから災害の後、被災農家の速やかな生産再開に向けて農業用ハウスなどの農業用施設の整備を支援するものということになっています。これも事業費の３分の１が県が負担ということであります。

続きまして、目９災害復旧費補助金、補正額１億1,206万円。節２農林水産施設災害復旧費

補助金１億1,216万2,000円。まず上の農地農業用施設災害復旧事業１億2,184万7,000円、これにつきましては、激甚災害指定を受けた部分の工事の国、県の補助であります。林道施設災害復旧事業、減額の968万5,000円。これにつきましては、台風12号より以前に６月に豪雨によりまして林道大雲取線が道路等崩落しておりましたが、それが手がつけられないままおりましたところ、その箇所についても激甚指定のほうに入りましたので、その前に、以前に県のほうからいただいていた補助金を減額するというものであります。

では、歳出のほうに入ります。

22ページをお願いいたします。

款５農林水産業費、項１農業費、目１農業委員会費、ここにつきましては、給料、職員手当、共済、上がっております。農業委員会に配属しておりました職員が病休しておりまして、それで３月いっぱいまでの給与等全額減額しておりましたけども、３月から復帰するということがありまして、その分をまた計上させていただいております。

次、目３農業振興費、節13委託料1,500万円。これにつきましては、測量設計業務委託で南大居の用水路をします関係で委託料を上げさせていただいております。節15工事請負費8,940万円、これにつきましては、農道改修工事２カ所、用水路９カ所、頭首工１カ所ということを計画させていただいております。負担金補助及交付金744万1,000円。上の地域農業支援対策事業補助金709万2,000円につきましては、先ほど申しましたとおり、耕作放棄地をふやさないためとか、被災地において農業を、農地を守っていくための３人以上の団体に対する支援でございます。営農再開緊急支援事業補助金34万9,000円、これにつきましても、被災農家が営農を再開するために今回のこの場合はイチゴのハウスの種苗のハウス再建の費用補助でございます。

続きまして、ページが飛びます。28ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項１農林水産施設災害復旧費、目１町単独農林水産施設災害復旧費、補正額755万2,000円。節13委託料減額200万円、測量設計業務委託を減額するものであります。これは台風12号によりまして高津気、狗子ノ川高津気線の林道、ちょうど出発点のところに当たるんですが、そこが橋を渡ってすぐ林道が崩落しており河川も削られておる状態でありましたが、その後、だんだん規模が大きくなりまして、新年度において工事をやらさせていただきたいということで23年度のこの分については減額させていただきます。節15工事請負費955万2,000円、農地災害復旧工事12件、農業用施設災害復旧工事10件、林道施設災害復旧工事１件。これをまず上からいきますと、これは町単独の事業ということであります。これも昨年の台風12号の影響で災害を受けた地域になるんですが、規模が、国の基準でいきますと災害の規模が40万円以下の部分で県の補助金、また県の補助にものらなかった部分を町単独で実施してまいります。３つ目の林道施設災害復旧工事、これにつきましては、先ほど言いました大雲取林道の仮設道の工事でございます。

目２県土防災対策治山事業費、補正額減額の133万円。これは説明欄記載のとおり、工事が完了しましたのでこの分を減額いたします。

目３林道施設災害復旧費、補正額減額1,353万2,000円。これも説明欄記載のとおり、林道大雲取線災害復旧工事、これは奥の部分になりますが減額。そして林道西中野川線災害復旧工事、これも予算として500万円いただきましたが、261万5,000円ということになりましたので238万5,000円を減額させていただきます。

続きまして、目４農地農業施設災害復旧費、補正額１億2,638万円。節15工事請負費、説明欄記載のとおり農地災害復旧工事35件、農業用施設災害復旧工事20件としております。これにつきましても、この一件一件というのは、工事箇所が１カ所という意味ではなく、国のほうでは150メートル単位で１カ所、同じような工事を１カ所１件とまとめてまいります。そういうこともございまして１件という数字になっておりますが、これは激甚災害の関連工事をここに上げさせていただいております。

以上が観光産業課の補正予算であります。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　建設課長塩地君。

○建設課長（塩地勇夫君）　建設課の関係について説明をさせていただきます。

12ページをお願いします。

歳入でございます。

款15県支出金、項１県負担金、目１総務費負担金、節１国土調査費負担金162万円の減額につきましては説明欄記載の地籍調査事業の補助金の確定によるものでございます。

次に、17ページをお願いします。

款２総務費、項１総務管理費、目９地籍調査費、節13委託料348万5,000円の減額につきましては説明欄記載の地籍調査測量業務委託の事業費の確定による減額でございます。

次に、24ページをお願いします。

款７土木費、項１土木管理費、目１土木総務費、節７賃金117万2,000円は説明欄記載の今回作業員さん３人が退職する分の費用であります。

次に、29ページをお願いします。

款10災害復旧費、項２公共土木施設災害復旧費、目１町単独土木施設災害復旧費、節15工事請負費5,000万円につきましては説明欄記載の土木施設災害復旧工事であります。今回の台風12号により被災した箇所についての復旧費を今回また追加でお願いするものであります。

建設課の関係については以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　消防長小脇君。

○消防長（小脇邦雄君）　消防関係について御説明させていただきます。

11ページをお願いします。

歳入であります。

款14国庫支出金、項２国庫補助金、目３消防費国庫補助金、節４消防団安全対策設備整備費補助金91万5,000円につきまして御説明いたします。国の補正予算に係る消防団安全対策設備整備費補助金について平成24年１月４日に交付申請を行ったところ、２月１日交付決定されました。補助事業の完了が年度内に見込まれないために繰越明許費を提出しています。消防団安

全対策設備整備費補助事業の内容は、水災用の資機材としてライフジャケットを、夜間活動用資機材として投光器、発電機、ガソリン携行缶を整備して消防団員の安全対策を図るものであります。今回の消防団に係る補助事業の補助率は３分の１ですが、残り３分の２については特別交付税措置で予定されており、本町の負担はありません。

25ページをお願いします。

款８消防費、項１消防費、目２非常備消防費、節18備品購入費274万8,000円につきまして御説明いたします。先ほど歳入の説明でも行いましたが、水防用個人装備及び各分団に夜間の活動用資機材を配備して、さらなる消防団の安全対策の推進を図るため計上しております。投光器８基、発電機８基、ガソリンの携行缶８個、それと水災用の資機材個人貸与品ライフジャケット300着を計上させていただいております。

その下、目３消防施設費、節19負担金補助及交付金280万円減額につきましては、消防施設整備事業の中で消火栓設置工事が台風12号の災害により未執行となっております。それの減額補正であります。

以上であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君）　教育委員会の関係について御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、項１国庫負担金、目２災害復旧費国庫負担金、節１文教施設災害復旧費国庫負担金9,999万8,000円については、昨年９月の台風12号で被災した市野々小学校の災害復旧工事に対して国庫負担金を受け入れるものであります。補助率は３分の２となっております。

26ページをお願いします。

歳出について御説明いたします。

款９教育費、項２小学校費、目２教育振興費の74万円につきましては財源内訳の変更でございます。

項３中学校費、目２教育振興費の26万円につきましても財源内訳の変更でございます。

次のページ、項６保健体育費、目１保健体育総務費、節19負担金補助及交付金100万円は町スポーツ少年団への補助金で、町内の１団体よりスポーツ少年団の活動に役立ててほしいと100万円の寄附があり、登録している19団体へスポーツ用品の購入費として配分するものであります。

29ページをお願いします。

款10災害復旧費、項４文教施設災害復旧費、目１公立学校施設災害復旧費の補正額１億8,280万7,000円に対する財源内訳は、国支出金9,999万8,000円、地方債5,470万円、一般財源が2,810万9,000円となっております。節12役務費４万3,000円は市野々小学校災害復旧で体育館倉庫設置工事に係る建築確認申請と完了の申請手数料２万8,000円、そして浄化槽申請手数料１万5,000円であります。節13委託料1,279万5,000円については市野々小学校災害復旧工事

の設計監理業務委託であります。節15工事請負費１億5,269万7,000円は管理棟や校舎棟の建物関係で１億3,005万2,000円、防球フェンスや擁壁等の工作物が1,541万5,000円、砂場の復旧工事68万円、空調設備工事が654万9,000円であります。節18備品購入費1,727万2,000円については、浸水により使用できなくなった児童用のいす、机を初め、給食用備品やポータブルステージ等の備品購入用であります。御承認いただきましたら全額24年度へ繰り越しを行います。

教育委員会の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君）　先ほど私御説明申し上げた歳出のほうの関係でございますが、委託費と工事費、御承認いただきましたら全額24年度に繰り越しさせていただきます。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

11番中岩君。

○１１番（中岩和子君）　１点、お尋ねをいたします。

25ページの災害対策費の中の防災倉庫整備工事というのが2,700万円ですか、あるんですけど、先ほど観光会館等に置いていた防災用の備品が大変不都合があるということで、今度新たに置き場所を倉庫をつくるということでございますけど、これ一体どちらのほうへおつくりになる御予定でございますか、お尋ねします。

○議長（森本隆夫君）　総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君）　場所ということでございますけれども、東日本の震災、今回の当町の被災状況を見まして、なるべく高いところへということを考えてございます。

案といたしましては、勝浦小学校のプールの横、２階建てで、できれば２階は10メートルを確保したいというふうな考えを持ってます。今後検討していきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

５番曽根君。

○５番（曽根和仁君）　２点、お尋ねします。

ページ22の目３の農業振興費の節19の負担金補助及交付金の700万円ほど、地域農業支援対策事業補助金ですけども、これについては、もう実際こういうことをしたいというふうに手を挙げてる地区なり３名以上の団体といいましたか、そういうところが具体的にもうあるのかどうかということと、次に28ページの目１と４、それぞれ町単の災害復旧工事ですけども、４のほうは激甚のほうですね。町単のほうの900万円ほどで工事12件ありますけども、これについての農家の個人負担はゼロなのかどうか。同じことで４の１億2,600万円ほどの農地災害復旧工事の35件、これについても農家の負担、受益者負担はどうなってるのかをお尋ねします。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君）　まず最初に、地域農業支援対策事業補助金、これについてはもう予定があるのかということでございます。

これにつきましては、昨年の12月終わりぐらいに県のほうから発表されました。そして、みくまの農協等々が動いていただきまして、こういう制度ができたということでありました。そ

して現実にここに予算を上げさせていただいているとこには３名の方で太田の若手の担い手の方から御要望がありまして、その分の予算を計上させていただいております。

それから、工事関係になります。

工事関係につきましても、台風12号関係による災害の農地の復旧については個人負担ゼロということでございます。あくまでも台風12号のこの事業につきましても激甚災害にのらなかったという部分の、同じような、同じ日の災害でありますので、町単であれ激甚災害であれ、個人負担ゼロで進んでいきます。

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　２点ほどちょっとお伺いします。

６ページなんですけど、民生費の児童福祉費、保育所施設整備事業、これは下里の保育所ですね。このことについても過日の報道で新宮市では大浜の保育所、保育園といいますか、で、佐野の保育所、ここの父兄から、そこは何メーターあるんか知りませんけど、６メーター、まあ大浜のほうはもう少し低いと思いますが、６メーター以上あると思うんです、あの佐野のあたりは。そこの保育所でも、やはり低いということで建てかえの要望もあったように聞いております。そういう中で、保育所が予定されているところは６メーターあるかなしかのとこだと思いますが、厚生常任委員会でもいろいろその構造とか避難場所についてはいろいろ議論のあるところですが、これをそのまま見過ごしますと、町長にお伺いしたいんですが、これをひとつ見直す気持ちがあるんかどうか、というところをお聞かせ願いたいと思います。

また、先ほどのあの質問の中で、防災倉庫を勝浦小学校のプールのところへというお話も聞きましたが、あそこは10メーターぐらいだというところで、まあそれであったら新病院との整合性はどうかなということもあるんですけど、目的が防災倉庫でありますんで、まあまあ津波が来ても大丈夫やというような、やっぱり高さのところへ建てんと、そういうことも想定した中での倉庫でありますんで、余り100％よろしいんじゃないかなあと、よろしいことはないと思うんですけどね。ほかにその候補地を、まあ用地費なんかこの中には含まれておりませんけど、その後、執行するに当たってもう少し高いところへということで、ひとつ選定する余地があるんかどうか、そこらあたりもちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　お答えします。

下里保育所の件なんですけれども、去年の３月の議会でもるる議論されたところであります。そういった中で高さの問題等、いろいろ要望もあり、その結果、事務所上に避難所も設けて、レベル的には10メーターぐらいの維持になるんじゃないかというような話になったんですけれども、この保育所の建設については、もうそれ以前から用地の取得とか、いろいろそういう方向で補助金の関係もございまして用地の確定をしておりました。その後、いろいろな場所、保育所の場所を選定するに当たり、なかなか場所的なものも見つからず、今回は水害であそこのところも水が乗ったということであります。そういった意味で、なかなかそこの場所では難しいんじゃないかというところもあろうかと思うんですけれども、当面実施せざるを得な

いということもありまして、今のところで、現状の場所で、その避難対策については前回のいろいろ皆さんの質問の中でも受けましたように、最善を尽くして避難所を県の教職員住宅のところへ逃げるような方向というような方策を持って対処していきたいという前回の回答をして、それを実施していきたいと考えております。

あと、防災倉庫については場所的なこと、うちは特にいろいろな建てる場所、これから用地取得を含めてそういうところがあれば行っていきたいと思うんですけれども、なかなか今のところ用地の場所が確定ができてませんので、とりわけて今、いろいろな観光会館に置いておりますけれども、それ自体が不安定な場所にあるということで、それよりも勝小の下のプールの下であれば、そこよりも安定するであろうということで、その場所を選定し、現在に至っているわけですけれども、今後、その場所さえ別の場所に設けれれば防災倉庫については移転を考えてまいりたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　防災倉庫については町民の皆さんからそんなに非難されるといいますか、不安がられることのないような取り組みをひとつしていただきたいと思います。

この保育所施設整備事業についても、これはいろいろあそこは低いんじゃないかというような形で保護者会からも要望があったり、また我々の厚生常任委員会にも陳情があったりしまして、まあ陳情は取り下げられたんですけど、そういうことでいろいろと調べていく中で、今町長が言われたように、教員住宅の４階ですか、３階ですか、そこへ避難をしてもろたらというお話もお聞きするんですけど、あそこは２階に避難場所をつくるというような話だったですね。それでもって保護者会はそれで納得したという話もお聞きするんですけど、よくよく聞いてみますと、担当課あるいは保母さんの話を聞いてみますと、そこへ避難させないと、避難場所やないんやと、ほたら何で２階へ、２階て屋上へ避難場所をつくるんかと。避難をさせないところへ避難場所をつくる。それについては、やっぱり二、三百万円の予算が要ると、最初、最初の設計よりですよ。最初は違いましたね。屋根やった。屋上が避難場所であった。そういうとこでその二、三百万円のお金であったとしても公金やと、皆さんの税金で、貴重な税金をそういう理屈もつけられないとこへ支出してええんかという話が厚生常任委員会では出てるんですよ。それ、担当から町長にそういう話が伝わってるかどうかは別としてね。だからもし最善の方法でこの保育所を予定の土地を建てるんだと、もうあそこへ建てざるを得ないんだとするならば、その屋上に、避難場所を屋上につくるというような発想はやめていただきたいと思うんです。

そこへ避難させんのですからね、子供たちを。そこへお金をつけると。ただ、保護者会の何人かの人の安心感というか、要望してここまで私らは、まあそんなことはないとは思うんですけど、うがった考え方すると、そこまで努力したんですよと、そういう言いわけのために200万円も300万円ものお金を支出するということは、これはあってはならんことだと思いますんで、ひとつそこらあたりの考えをよろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　その辺については報告は受けております。ただ、緊急やむを得ない場所として設置が必要やないかという部分も議論いたしまして、ないよりあったほうが、もしものときに備えてそれぐらいの高さのレベルで進むようなこと、とりわけて逃げおくれた等、時間的な制約の中でやったときに、そういう場所も設置が必要やないかなあということも考えております。

ただ、それがいろいろな意見の中で必要、不必要であるというならば、その辺についてはまた変更を考えていきたいとは思いますけど。

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　必要であるか必要でないかといえば、それは津波が、まあ５メーターの津波しか来なんだということであれば必要ないかと思いますが、今の避難、防災教育の中で、津波が来たら、より高いところへ逃げようと、今はもうそれしかないんですね。

だから、つい５メーターで、あと高さが４メーターのところであれば９メーター、そこで、そこへ逃げるんだという選択はないと思うんですよ、保育所に、保母さんの中で、保母さんの選択の中に。だからそこは使わんのですよ、使うなと、それより高いとこへ行けというのがその防災教育と違いますか。

東日本の大津波でもよくこのごろ公民館が避難場所であったと、しかしながら、そばの庁舎の屋上へ逃げた人は助かった。避難場所の公民館へ避難した人はほとんど亡くなったと、そういうこともありますんで、より高いところということであれば、混乱するような、ここも避難場所、ここも避難場所、混乱するような設定はよろしいことはないと思いますんで、最善の方法であれば高いとこへということであろうかと思いますので、皆さんが混乱するような建物はつくらないほうがいいと、私はそう思いますが、いかがですか。

○議長（森本隆夫君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　できる限り高いとこというのが県の方向でも出てますし、県も一時避難所というんですか、２位、３位でランクづけして、やむを得ないところは１、できる限り３のところへ逃げるというふうな方向で防災計画を立てているようでございますけれども、下里保育所についても万が一の、逃げおくれるとか、そういう取り残された場合に、より高いとこということで対応できれば、そこが必要かどうかということは今後、不必要かどうかというのも含めてもう一度検討をさせていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　３番下﨑君。

○３番（下﨑弘通君）　先ほどの６番議員の続きになるんですけども、下里保育所の建設費についてですけども、繰越明許で24年度に建てるということを今伺ったんですけども、あそこは下里中学校で海抜５メーターなんです。あそこはもうちょっと低いと思います。ですから、津波の来た場合は、もう全然あそこは、逃げんとあそこで避難するということは全然無理な話だと思っております。

それと、この間の水害であそこの建設場所から離れた、あの50メーターぐらい川のほうへ寄ったところで２カ所、堤防というか、土手が切れました。あそこから水が入ってきて、あの辺

一帯水没したということなんですけども、今あの後で見ましたら、神社のところの裏に同じ土手の並びがありまして、そこがセメントでちょっと補強されたあるんですけども、もうひび割れ状態がひどくて、土手の中もがらんどう状態ではないかなと思っております。そういった中で、そのままあれがあのままで、あそこへ建設するということは、今度同じような水害が来た場合は確実につかるというおそれがあります。

それで、この間太田小学校で３月５日ですけども、河川の整備計画、改良工事の復旧事業なんですけども、聞いたんですけども、今後４年間で改良して、土手についても築堤をやって改良していくということを聞いていますんで、それで、その質疑の中で下里地区の神社から下里大橋までの間の地区については、ほとんど県が買収済んでるわけなんです。それでできる限り24年度中にかかりたいという県のほうの答弁があったんです。それについて町長のほうからぜひ、その保育所を建設するんであれば、早急に神社から大橋までの間の築堤ですね、そこについて工事を進めてくれるように陳情のほうをよろしくお願いしたい。ぜひこれは早期に実現していただきたいと思います。そうでないと、あの保育所の建設場所は同じような水害があれば確実につかる地域ですので、今度その神社の裏の土手が崩れるおそれがありますんで、その点、十分考えていただいて対応していただきたいと思います。

それと、もう一つ同じ湊谷議員の質問の中で、倉庫の場所なんですけども、あの勝浦小学校のプールがあるところですけども、あそこは海抜で５メーターぐらいしかないんじゃないかと思うんですけども、あの小学校の校舎があるところで海抜12メーターぐらいなんですね。ですから、あのプールのところは津波が来た場合は勝浦４区のほうから水が来る、海水が来てつかるおそれがある。

場所は今後検討するということなんですけども、勝浦小学校の体育館のそばに大勝浦側の山の際のところに車を駐車したりする場所があいているんですけども、これは教育委員会のほうとも検討しなければならないんですけども、あそこは体育館は避難場所になっている。中核避難場所でされている、認められている場所ですので、できたらあの辺を考えればすぐに避難してきた人にも対応できると、そういうような場所もありますんで、一度検討していただけたらと思います。

以上２点、よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　お答えします。

築堤については随時県のほうへも早急にということは適時お願いしているところで、今後もそれは進めてまいりたいと思います。

場所的については、今議員おっしゃられたような場所が早急にできるような場所があれば、まずその辺も検討に入れて今後検討し、そこへできるものは持っていきたいと思います。

今のところ、なかなか場所的なことが制約されてましたので、一応勝小のプールの横ということで位置づけはしてましたけれども、適当な場所があれば、そちらのほうへもまた考えて持っていきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第25号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

14時10分　休憩

14時30分　再開

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

○議長（森本隆夫君）　再開します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１５　議案第２６号　平成２３年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第２号）

○議長（森本隆夫君）　日程第15、議案第26号平成23年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君）　議案第26号平成23年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,692万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億3,899万6,000円とするものでございます。

４ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

１総括、歳入で款４国庫支出金から款12諸収入まで、歳入合計は補正前の額27億8,591万9,000円、補正額減額の4,692万3,000円、計27億3,899万6,000円となるものでございます。

５ページをお願いします。

歳出です。

款１総務費から款10諸支出金まで、歳出合計、補正前の額、補正額、計は歳入と同額でございます。補正額の財源内訳は、国県支出金で減額の5,484万円、その他377万9,000円、一般財源413万8,000円でございます。

次に６ページをお願いします。

２歳入です。

款４国庫支出金、項１国庫負担金、目１療養給付費等負担金、補正額8,000万円の減額につきましては、説明欄記載の一般保険医療給付費に係る国庫負担金の減額でございます。

目２の高額医療費共同事業負担金、補正額187万2,000円の減額につきましては、歳出の拠出金確定による４分の１の国庫負担金の減額でございます。

目３特定健康診査等負担金、補正額84万8,000円の減額につきましては、特定健康診査補助基準額確定によるものでございます。

項２の国庫補助金、目１財政調整交付金、補正額3,050万円につきましては、前年度分保険財政共同安定化事業拠出金算定錯誤により今年度対象額として再算定されまして特別調整交付金で措置されたものでございます。

目２の出産育児一時金補助金、補正額10万円につきましては、補助金、新生児における算定出生数により計上させていただいております。

次に、７ページの款６前期高齢者交付金、目１前期高齢者交付金、補正額94万6,000円の減額につきましては平成23年度分の確定によるものでございます。

款７県支出金、項１県負担金、目１高額医療費共同事業負担金187万2,000円の減額につきましては、国庫負担金同様、歳出の拠出金確定による４分の１の県負担金の減額でございます。

目２の特定健康診査等負担金、補正額84万8,000円の減額につきましても国庫負担金同様、特定健康診査補助基準額確定によるものでございます。

次に、８ページをお願いします。

款10繰入金、目１一般会計繰入金、補正額28万7,000円の減額は、節２のその他一般会計繰入金で、これにつきましては補正予算収支に差額が生じましたことから一般会計繰入金を減額するものでございます。

款11繰越金、目１繰越金、補正額84万6,000円は前年度繰越金でございます。

款12諸収入、目１延滞金、補正額230万円につきましては実績に基づき計上させていただいております。

次の９ページの目１の雑入でございます。補正額600万4,000円につきましては説明欄記載の交通事故等第三者行為による徴収金等で32件、それと老人保健医療費拠出金還付金につきましては、平成21年度精算分として社会保険支払基金より受け入れたものでございます。

10ページをお願いします。

３歳出でございます。

款１総務費、目１一般管理費、補正額21万3,000円は職員共済組合負担金で、負担率の改正が行われ23年４月まで遡及されたことによる追加分でございます。

款２の保険給付費、目１一般被保険者療養給付費から目３の一般被保険者療養費の補正につきましては、一般被保険者の給付費及び療養費の減、また退職被保険者の給付費に増が見込まれますので今回増減補正をさせていただいております。

また、目４の退職被保険者等療養費につきましては財源内訳の変更、目５の審査手数料補正額21万9,000円につきましては審査件数増によるものでございます。

次の11ページの項２の高額療養費、目１一般被保険者高額療養費、補正額2,321万2,000円の減、目２の退職被保険者等高額療養費、補正額593万3,000円につきましては、それぞれにおいて高額療養費に増あるいは減額が見込まれますので補正をお願いしたものでございます。

次の項３の出産育児諸費、目１出産育児一時金につきましては財源内訳の変更でございます。

12ページをお願いします。

款７の共同事業拠出金、目１高額医療費共同事業拠出金、補正額748万2,000円の減額、目２の保険財政共同安定化事業拠出金、補正額3,566万8,000円の減額につきましては、平成23年度分が確定しましたので、それぞれ減額補正をお願いするものでございます。

款８の保健事業費、目１特定健康診査等事業費につきましては、特定健康診査補助基準額確定に伴いまして国県補助金が確定しましたので財源内訳の変更をさせていただいたものでございます。

13ページをお願いします。

款10諸支出金、項２の諸費、目１国県支出金返納金、節23償還金利子及割引料、補正額3,363万8,000円につきましては平成22年度療養給付費負担金精算に係る国庫負担金返納金でございます。

14ページは補正予算給与費明細書でございます。説明のほうは省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第26号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１６　議案第２７号　平成２３年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第３号）

○議長（森本隆夫君）　日程第16、議案第27号平成23年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長上地君。

○水道課長（上地清隆君）　議案第27号平成23年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第３号）について説明いたします。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,298万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億8,290万5,000円とするものでございます。

第２条、地方債の補正は、第２表地方債補正によりお願いしております。

７ページをお願いします。

歳入です。

款１分担金及負担金、項２負担金、目１他会計負担金、補正前の額160万円に40万円を減額し、計120万円とするものでございます。減額につきましては、災害より実施できなかった消火栓設置工事費負担金でございます。

款３繰越金、目１繰越金、補正前の額2,773万円に補正額3,678万2,000円を補正し、計6,451万2,000円とするものでございます。前年度繰越金でございます。

款４繰入金、目１一般会計繰入金、補正前の額6,635万2,000円に補正額4,790万円を減額し、計1,845万2,000円とするものでございます。

８ページをお願いします。

款６町債、項１町債、目１簡易水道事業債、補正前の額2,400万円に補正額1,170万円を減額し、計1,230万円とするものでございます。

目２災害復旧費、補正額2,170万円につきましては簡易水道施設災害復旧事業に係るものでございます。

款７国庫支出金、項１国庫補助金、目２簡易水道施設災害復旧費補助金、補正前の額3,620万8,000円に補正額1,146万9,000円を減額し、計2,473万9,000円とするものでございます。

次のページをお願いします。

歳出です。

款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、補正前の額9,511万5,000円に補正額23万6,000円を補正し、計9,535万1,000円とするものでございます。

款２工事費、項１施設整備事業費、目１配水管布設工事費、補正前の額5,133万7,000円に補正額1,740万円を減額し、計3,393万7,000円とするものでございます。これは昨年の災害により実施できなかった工事３件分の減額でございます。

款５災害復旧費、目１簡易水道施設災害復旧費、補正前の額7,761万6,000円に補正額417万7,000円を補正し、計8,179万3,000円とするものでございます。補正額417万7,000円につきましては、災害による市屋、下和田、浦神水源地施設修理に伴う工事費でございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第27号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１７　議案第２８号　平成２３年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算（第１号）

○議長（森本隆夫君）　日程第17、議案第28号平成23年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君）　議案第28号平成23年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,020万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,545万5,000円とするものでございます。

４ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

１総括、歳入、款２寄附金の歳入合計補正額は2,020万円でございます。

次のページをお願いします。

歳出は、款１総務費から款２奨学金貸与事業費まで、歳出合計の補正額は歳入と同額の2,020万円となっております。

６ページをお願いします。

歳入でございます。

款２寄附金、目１奨学基金寄附金、節１奨学基金寄附金は寄附金2,020万円の増額でありますが、これは新宮市に在住されている１名の方と町内の１団体から子供たちのための奨学金に役立ててほしいと2,020万円の寄附の申し出があり、奨学基金積立金に受け入れさせていただいたものでございます。

次のページです。

歳出でございます。

款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、節25積立金2,069万9,000円は奨学基金積立金に積み立てるものでございます。

款２奨学金貸与事業費、目１奨学金貸与事業費、節21貸付金49万9,000円は奨学金としての貸付金を減額するものであります。これは平成23年度の新規の借入申込者が見込みより少なかったため今回不用額として減額し、奨学基金積立金として積み立てるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第28号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１８　議案第２９号　平成２３年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第２

号）

○議長（森本隆夫君）　日程第18、議案第29号平成23年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　議案第29号について御説明申し上げます。

議案第29号平成23年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第２号）。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ361万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億6,550万1,000円とするものでございます。

２ページをお願いします。

第１表歳入歳出予算補正でございますが、歳入で款３国庫支出金から款７繰入金までの補正で、歳入合計、補正前の額16億6,188万2,000円、補正額361万9,000円の増、計16億6,550万1,000円でございます。

３ページをお願いします。

歳出でございます。

款１総務費から款３地域支援事業費までの補正で、歳入合計と同額でございます。

６ページをお願いします。

歳入でございます。

款３国庫支出金、項２国庫補助金、目３介護保険事業費補助金、補正額173万2,000円につきましては、平成24年度介護報酬等の改定に伴う介護保険システム改修費に対する国庫補助金で補助率は２分の１でございます。

款７繰入金、目１一般会計繰入金、節２その他一般会計繰入金、補正額188万7,000円につきましては、上記の介護保険システム改修費の町負担分の２分の１の173万2,000円と一般管理費の職員共済組合負担金率改正による増額分15万4,000円を繰り入れするものでございます。

７ページをお願いします。

歳出でございます。

款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、補正額361万9,000円でございますが、節13委託料346万5,000円は、歳入で御説明申し上げました平成24年度介護報酬等の改定に伴う介護保険システムの改修委託費でございます。

款２保険給付費、目１居宅介護サービス給付費、節19負担金補助及交付金、補正額減2,415万円及び目２施設介護サービス給付費、節19負担金補助及交付金、補正額増2,400万円につきましては、今年度の給付実績見込みにより補正するもので、居宅介護は９月以降、横ばい状態でありますが、施設介護は引き続き少しずつ伸びております。給付費全体では前年比3.3％増の見込みで、今回居宅介護サービス給付費を減額し施設介護サービス給付費の増額をお願いするものでございます。

８ページをお願いします。

款３地域支援事業費、目１包括的支援等事業費、節20扶助費、補正額15万円の増額につきましては、在宅でおむつの必要な要介護１から５のお年寄りを介護している家族に紙おむつを支給している事業でございまして、今年度の給付実績見込みにより補正をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第29号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１９　議案第３０号　平成２３年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第３号）

○議長（森本隆夫君）　日程第19、議案第30号平成23年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第３号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長上地君。

○水道課長（上地清隆君）　議案第30号平成23年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第３号）について説明いたします。

第１条、平成23年度那智勝浦町水道事業会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

第２条、平成23年度那智勝浦町水道事業会計予算（以下「予算」という）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第１款水道事業収益、既決予定額３億6,170万7,000円に補正予定額489万1,000円を補正し、計３億6,659万8,000円とするものでございます。

第２項営業外収益、既決予定額3,798万7,000円に補正予定額489万1,000円を補正し、計4,287万8,000円とするものでございます。

支出です。

第１款水道事業費用、既決予定額３億6,955万円に補正予定額1,722万6,000円を補正し、計３億8,677万6,000円とするものです。

第１項営業費用、既決予定額２億3,133万6,000円に補正予定額35万7,000円を補正し、計２億3,169万3,000円とするものでございます。

第３項特別損失、既決予定額500万円に補正予定額1,686万9,000円を補正し、計2,186万9,000円とするものでございます。

第３条、予算第４条本文括弧を（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,355万7,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額743万2,000円、過年度分損益勘定留保資金1,715万8,000円、当年度分損益勘定留保資金4,896万7,000円で補てんするものとする）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。

第１款資本的収入、既決予定額5,542万7,000円に補正予定額１億3,817万2,000円を補正し、計１億9,359万9,000円とするものです。

第１項企業債、既決予定額5,300万円に補正予定額5,190万円を補正し、計１億490万円とするものでございます。

第２項負担金、既決予定額240万円に補正予定額240万円を減額するものでございます。

第４項補助金、補正予定額8,867万2,000円を補正するものでございます。

２ページをお願いします。

支出でございます。

第１款資本的支出、既決予定額9,472万6,000円に補正予定額１億7,243万円を補正し、計２億6,715万6,000円とするものです。

第１項建設改良費、既決予定額6,643万8,000円に補正予定額１億7,243万円を補正し、計２億3,886万8,000円とするものです。

第４条は企業債の借入限度額でございます。

配水施設整備事業の5,300万円は全額減額し、現年公営企業災害復旧事業の借入限度額を新たに１億490万円を補正するものでございます。

第５条、予算第８条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

職員給与費、既決予定額5,943万7,000円に補正予定額35万7,000円を補正し、計5,979万4,000円とするものでございます。

５ページをお願いします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出。

収入です。

款１水道事業収益、項２営業外収益、目３国庫補助金、補正予定額489万1,000円は上水道施設災害復旧費補助金でございます。

支出です。

款１水道事業費用、項１営業費用、目１原水及び浄水費から目３総係費までの計２億3,133万6,000円に補正予定額35万7,000円を補正し、計２億3,169万3,000円とするものでございます。これは共済組合負担金でございます。

款１水道事業費用、項３特別損失、目２臨時損失、補正予定額1,686万9,000円を補正し、計2,186万9,000円とするものでございます。節１臨時損失額1,686万9,000円につきましては、台風12号により被災し除却する送配水管の資産の除却分に関する費用でございます。この費用につきましては現金異動を伴うものではありません。

６ページをお願いします。

資本的収入及び支出。

収入です。

款１資本的収入、項１企業債、目１企業債、補正予定額5,190万円を補正するものでございます。

款１資本的収入、項２負担金、目１他会計負担金240万円を減額するものでございます。これは消火栓設置工事費負担金でございます。

款１資本的収入、項４補助金、目１国庫補助金8,867万2,000円を補正するものでございます。これは台風12号に伴う災害本復旧工事に伴うものでございます。

支出です。

款１資本的支出、項１建設改良費、目２配水施設整備費5,047万2,000円を減額するものでございます。配水管布設がえ工事６件を予定しておりましたが、災害により５件中止しております。その工事費用でございます。

目３災害復旧費、補正予定額２億2,290万2,000円につきましては、災害査定を受けまして平成23年度に発注可能である説明欄記載の復旧工事費３件でございます。可決いただきましたら繰り越しをさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第30号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第２０　議案第３１号　平成２３年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第３号）

○議長（森本隆夫君）　日程第20、議案第31号平成23年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第３号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長八木君。

○病院事務長（八木敦哉君）　議案第31号平成23年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第３号）について御説明申し上げます。

なお、今回の補正予算につきましては、通常病院事業分と新病院建設事業分に係るものがございますので、その概要と通常病院事業に係る補正予算は病院が、新病院建設事業に係る補正予算については新病院建設推進室から説明をさせていただきたいと存じますので、御了承くださいますようよろしくお願い申し上げます。

第１条、平成23年度那智勝浦町立温泉病院事業会計の補正予算（第３号）は、次の定めるところによる。

第２条、予算第４条中、3,183万3,000円を4,112万7,000円に改め、資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正するものでございます。

収入につきましては、第１款資本的収入、既決予定額４億3,607万9,000円から補正予定額１億4,773万3,000円を減額し、計２億8,834万6,000円とするものでございます。

内訳につきましては、第１項企業債、既決予定額１億6,650万円から補正予定額6,750万円を減額し、計9,900万円とするものです。

第２項負担金、既決予定額3,377万9,000円から補正予定額183万3,000円を減額し3,194万6,000円とするものでございます。

第４項補助金、既決予定額6,930万円から補正予定額1,090万円を減額し5,840万円とするものです。

第１項企業債、第３項出資金は新病院に係るものでございます。

第２項負担金、第４項補助金は通常病院事業に係るものでございます。

支出につきましては、第１款資本的支出、既決予定額４億6,791万2,000円から補正予定額１億3,823万9,000円を減額し３億2,967万3,000円とするものです。

内訳でございますが、第１項建設改良費既決予定額４億4,230万円から補正予定額１億3,823万9,000円を減額し、３億406万1,000円とするものでございます。その内訳でございますが、通常病院分が1,456万5,000円の減額、新病院建設事業分が１億2,367万4,000円の減額となってございます。

第３条、予算第５条に定めた企業債の限度額を１億6,150万円から9,400万円に改めるものです。新病院建設事業に係るものでございます。

２ページをお願いいたします。

第４条、予算第９条の次に次の１条を加える。

第10条、重要な資産の取得は次のとおりとする。

１、取得する資産、土地、新病院用地３万2,414平方メートル。新病院建設事業に係るものでございます。

以上が概要でございます。

３ページをお願いいたします。

実施計画でございます。

通常病院事業に係る項目について御説明させていただきます。

資本的収入及び支出の収入をごらんください。

款１資本的収入、項２負担金、目１他会計負担金、既決予定額3,377万9,000円から183万3,000円を減額し3,194万6,000円とするものです。

項４補助金、目１補助金、既決予定額6,930万円から補正予定額1,090万円を減額し5,840万円とするものでございます。これは地域医療再生事業費補助金に係るものでございます。平成23年度につきましてはオーダリング電子カルテシステム導入の前段としてＰＡＣＳ（ＰＡＣＳというのは画像管理システムのことでございます）、それとエックス線テレビ装置の導入事業を実施してございます。その事業費の確定による減額でございます。

支出をごらんください。

款１資本的支出、項１建設改良費、目１建設改良費、既決予定額１億1,930万円から補正予定額1,456万5,000円を減額し１億473万5,000円とするものです。これは先ほど収入の部で御説明申し上げたＰＡＣＳ（画像管理システム）、エックス線テレビ装置導入事業の事業費確定による補助金分1,090万円、一般財源分366万5,000円の減額によるものでございます。

４ページをお願いいたします。

実施計画明細書でございます。

通常病院事業分につきましては、款１資本的収入、項２負担金、目１他会計負担金、既決予定額3,377万9,000円から補正予定額183万3,000円を減額し3,194万6,000円とするものでございます。これも先ほどのＰＡＣＳ（画像管理システム）、エックス線テレビ装置導入事業の事業費確定による一般財源のうちの一般会計負担金分の減額でございます。

款１資本的収入、項４補助金、目１県補助金は、先ほど説明させていただきましたＰＡＣＳ（画像管理システム）、エックス線テレビ装置導入事業の事業費確定による補正でございます。

５ページをお願いいたします。

支出でございます。

款１資本的支出、項１建設改良費、目１建設改良費につきましてもＰＡＣＳ（画像管理シス

テム）、エックス線テレビ装置導入事業の事業費確定に係る補正でございます。通常病院事業分に係る補正予算の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　新病院建設推進室長西田君。

○総務課新病院建設推進室長（西田秀也君）　新病院関係について御説明申し上げます。

事務長と重複することがあると思いますが、よろしくお願いいたします。

１ページをお願いいたします。

第３条は、企業債の借入限度額を定めたもので、今回6,750万円減額し借入限度額を9,400万円とするものです。この減額は事業費の減額によるものです。

次のページをお願いいたします。

第４条は、公営企業法に定められた重要財産の取得報告です。平成23年度で３万2,414平米を取得しています。内訳といたしまして、売買で２万5,471平米、教育財産からの移管分6,276平米、普通財産からの移管分667平米、合計３万2,414平米を取得しています。また、建物として教育センター及び体育館3,886.74平米を取得していますが、現在既に取り壊しています。

４ページをお願いいたします。

このページは３ページの実施計画書を詳しくしたものです。

資本的収入及び支出。

収入。款１資本的収入、項１企業債、目１企業債を6,750万円減額し9,900万円とするものです。

また、款１資本的収入、項３出資金、目１他会計出資金、一般会計からの出資金も同額変更するものです。

５ページをお願いいたします。

支出についてですが、款１資本的支出、項１建設改良費、目２新病院建設費は１億2,367万4,000円減額し１億9,932万6,000円とするものです。大部分は委託料の新病院基本及び実施設計業務委託の１億448万7,000円の減額と工事請負費の教育センター等解体撤去工事1,876万円の減額によるものです。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第31号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第２１　議案第３２号　教育委員会委員の任命について

○議長（森本隆夫君）　日程第21、議案第32号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君）　議案第32号教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

〔議案第32号朗読〕

今回の任命同意につきましては、本町教育委員として御尽力いただきました丸本貞利氏が平成23年12月31日付をもって退職されました。その後任といたしまして山口史朗氏の任命同意をお願いするものです。

山口氏につきましては、平成15年４月から東牟婁地方教育事務所長、平成17年４月から新宮市立三輪崎小学校校長を経て平成21年４月から新宮市立城南中学校校長を歴任されております。御同意いただけましたら任期は丸本委員の残任期間であります平成24年４月１日から平成24年９月30日までとなります。

以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第32号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第２２　議案第３３号　公平委員会委員の選任について

○議長（森本隆夫君）　日程第22、議案第33号公平委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君）　議案第33号について御説明申し上げます。

〔議案第33号朗読〕

今回の選任同意につきましては、前任者の平成24年３月31日任期満了に伴い、その後任として田中正人氏の選任同意をお願いするものです。

田中氏につきましては、昭和43年古座川町役場に奉職、要職を歴任し平成12年度から総務課長、その後、串本町と合併する平成17年３月まで参事を務め、合併後は串本町参事となり平成20年３月末に退職され、現在は無職となっております。同氏の行政実績に基づき、串本町長から推薦がありました。御同意いただければ任期は平成24年４月１日から平成28年３月31日となります。

以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第33号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第２３　議案第３４号　公平委員会委員の選任について

○議長（森本隆夫君）　日程第23、議案第34号公平委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君）　議案第34号につきましても公平委員会委員の選任でございます。

朗読は省略させていただきます。

今回の選任同意につきましても、前任者の平成24年３月31日任期満了に伴い、その後任として井上秀隆氏の選任同意をお願いするものです。

井上氏につきましては、民間会社を経て昭和47年古座川町役場に奉職、要職を歴任し平成14年４月から平成16年12月まで総務課長、平成17年１月から平成20年12月までは副町長を務め、現在は無職となっております。同氏の行政実績に基づき、古座川町長から推薦がありました。御同意いただければ任期は平成24年４月１日から平成28年３月31日となります。

以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第34号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

15時23分　散会